

# 第1回検討会 説明資料

令和2年10月7日

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の  
避難確保に関する検討会

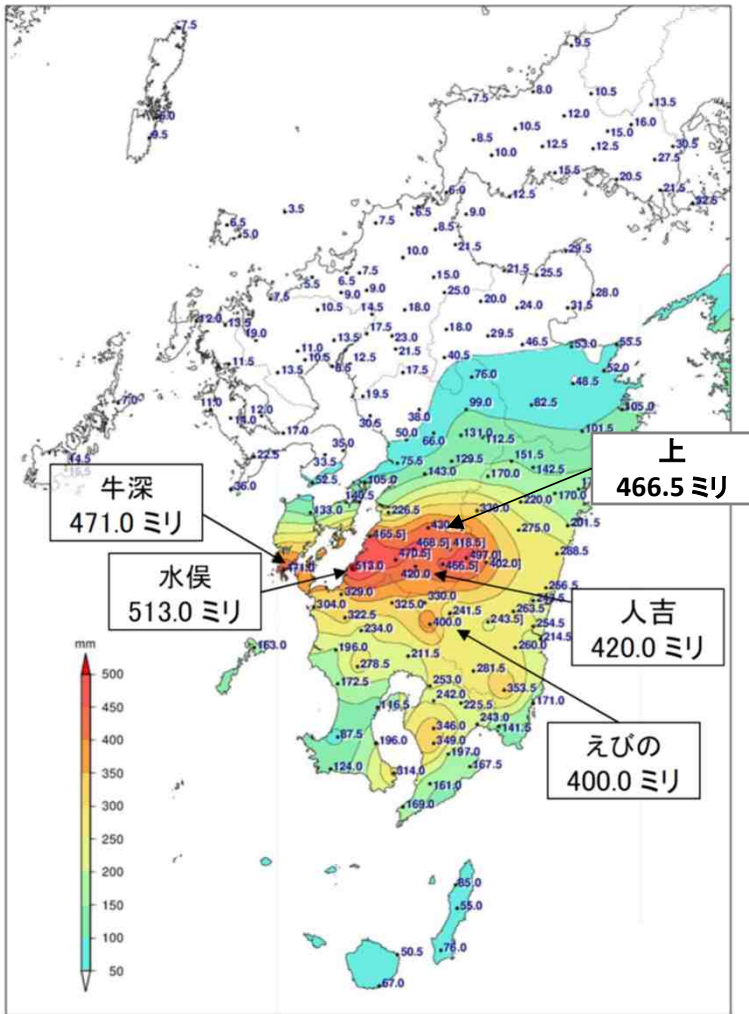
# 資料目次

1. 令和2年7月豪雨災害(球磨川流域)の概要 ……P2
2. 高齢者福祉施設における避難確保の取組 ……P17
3. 頻発する豪雨災害を踏まえた最近の取組 ……P36
4. 千寿園に係る避難の取組と災害当日の行動 ……P47
5. 高齢者福祉施設の避難確保の課題 ……P62
6. 課題を踏まえた対応策の検討(論点) ……P66

# 1. 令和2年7月豪雨災害(球磨川流域)の概要

# 気象の概要

○令和2年7月3日夜に梅雨前線が九州北部に北上し、暖かく湿った空気が前線に向かって流れ込み、球磨川流域では、7月3日から4日の2日間の雨量が7月の1ヶ月分の雨量に相当する大雨を記録した。

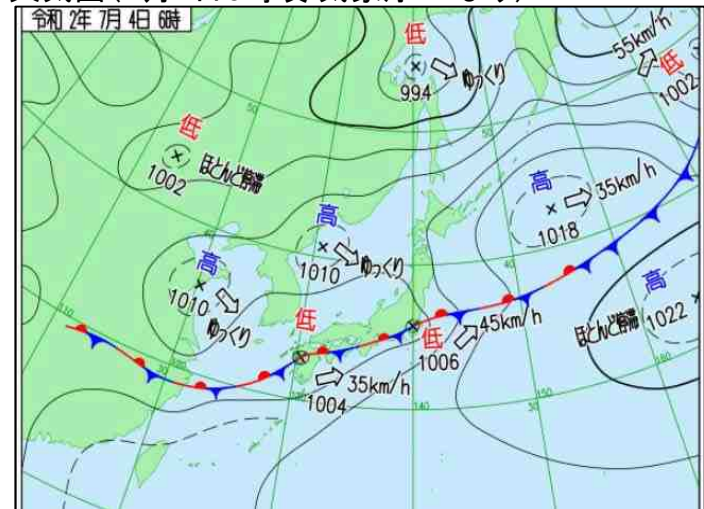


(福岡管区気象台HP「災害時気象資料—令和2年7月3日から4日にかけての熊本県・鹿児島県の大雨について—」の資料より抜粋及び一部加筆。)

雨量観測所	7月平均値	7/3 0時~7/4 24時	
	雨量 (mm)	雨量 (mm)	平年比
人吉 (気)	471.4	420.0	0.89
上 (気)	485.0	466.5	0.96
えびの (気)	798.0	400.0	0.50
水俣 (気)	403.6	513.0	1.27
牛深 (気)	309.7	471.0	1.52

(気象庁HP 各種データ・資料を参考に作成)

天気図(7月4日6時頃 気象庁HPより)

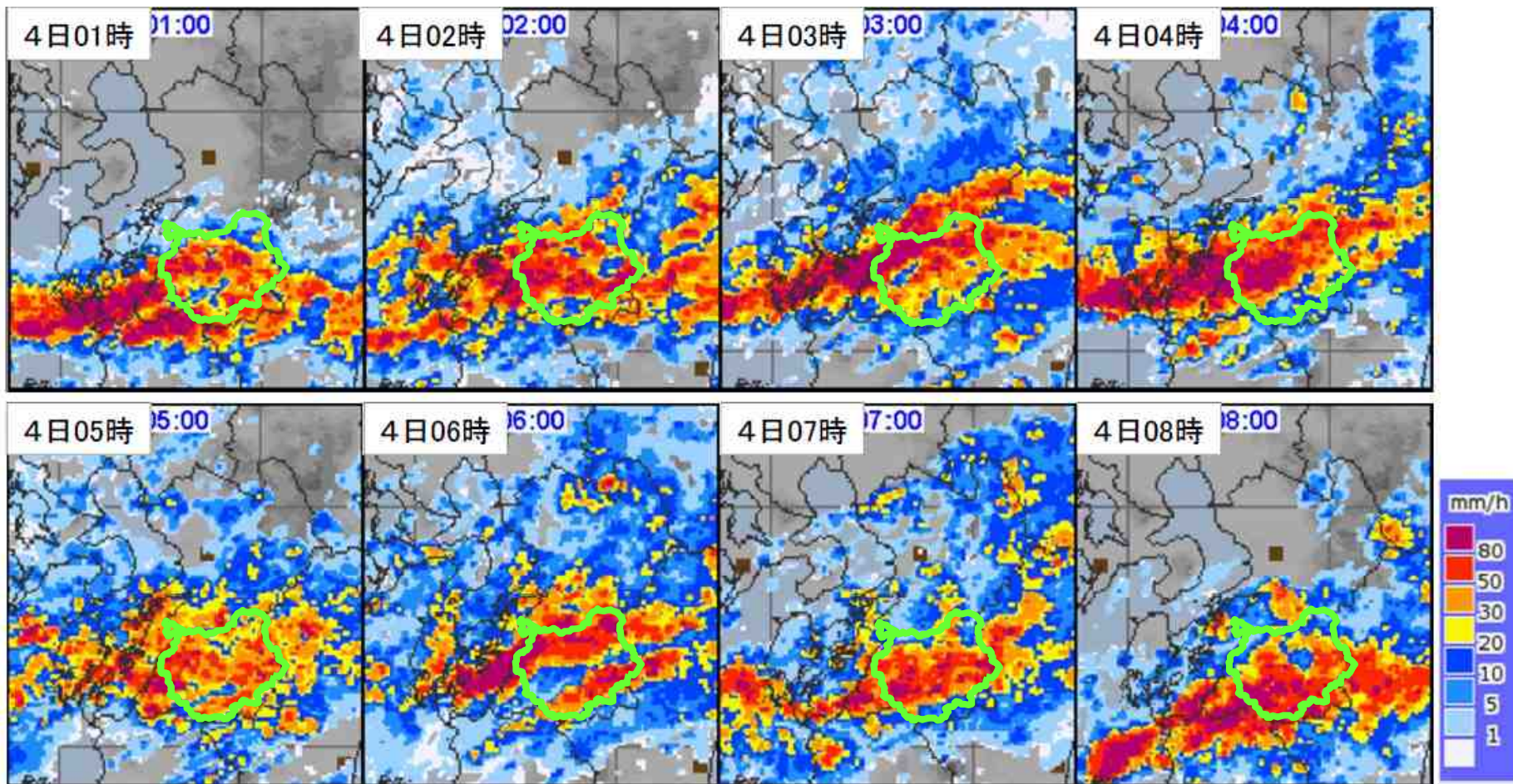


※本資料の数値は「速報値」であり、今後が変わる場合がある。



# 球磨川流域の降雨の概要

○球磨川流域に線状降水帯が形成され、7月4日未明から朝にかけて、8時間にわたって時間雨量30mmを超える激しい雨が連続して降り続いた。



(「熊本地方気象台 災害時気象資料」より抜粋及び一部加筆。)

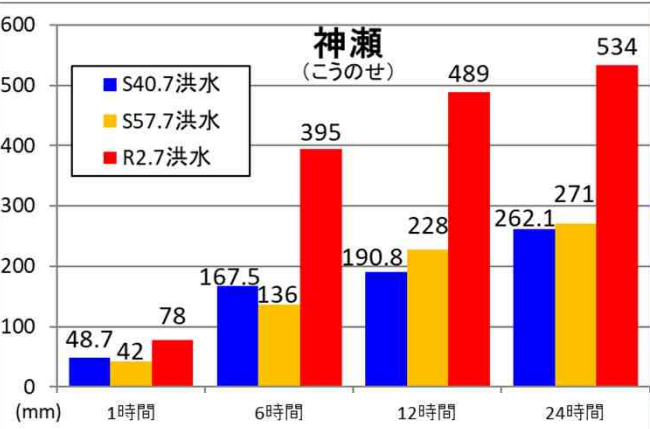
※本資料の数値は「速報値」であり、今後変わる場合がある。

第1回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会説明資料(R2.8.25)より転載

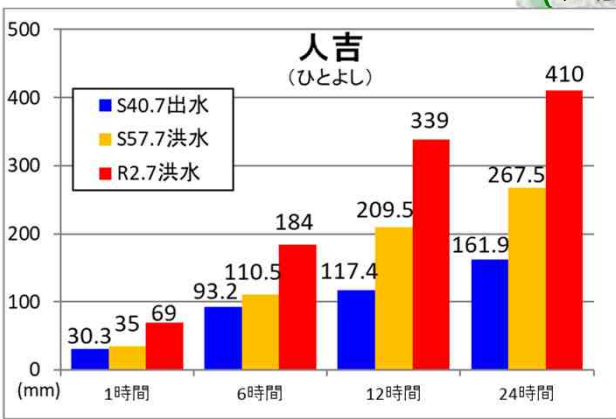


# 球磨川流域の降雨量

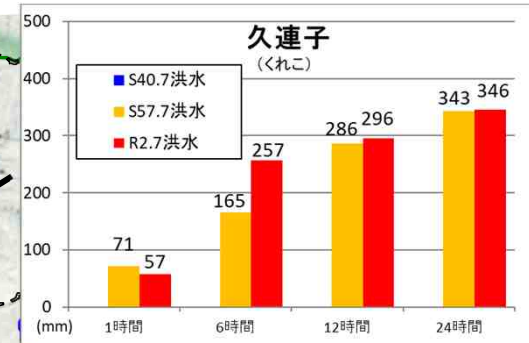
○球磨川流域の各地点の6時間雨量、12時間雨量、24時間雨量は、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水や昭和57年7月洪水を上回り、観測史上最多雨量を記録した。



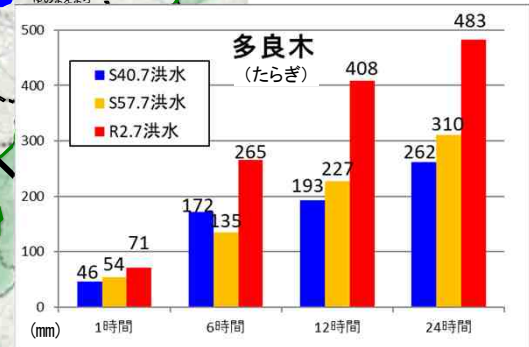
(S29年4月観測開始)



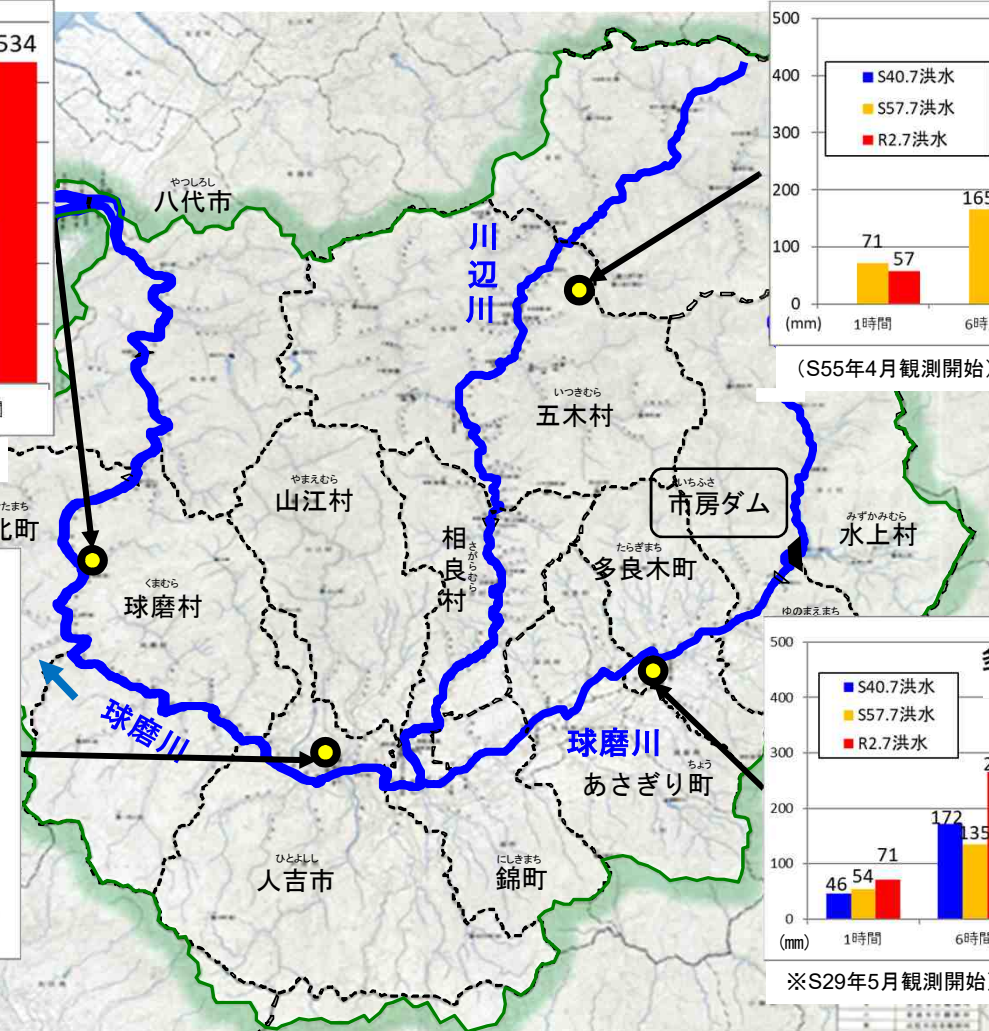
(S18年1月観測開始)



(S55年4月観測開始)



※S29年5月観測開始)

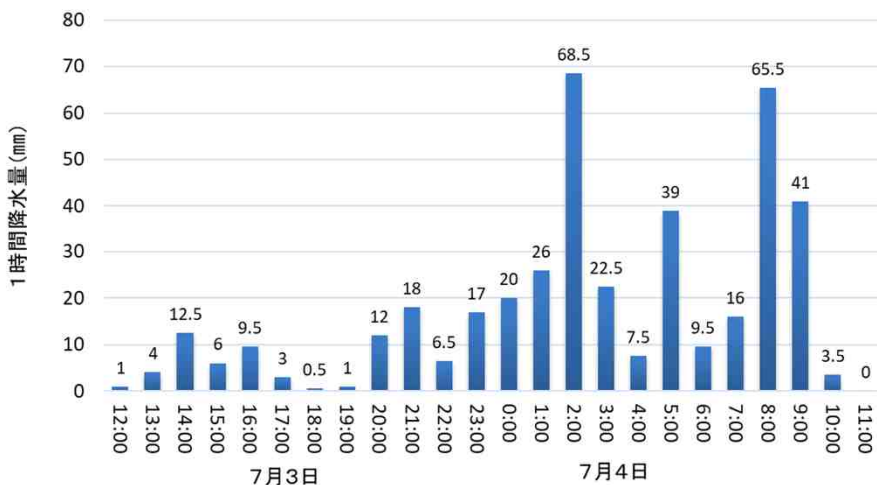


※1) 降雨量の計測単位は年次等により異なる。  
 ※2) 本資料の数値は「速報値」であり、今後変わる場合がある。

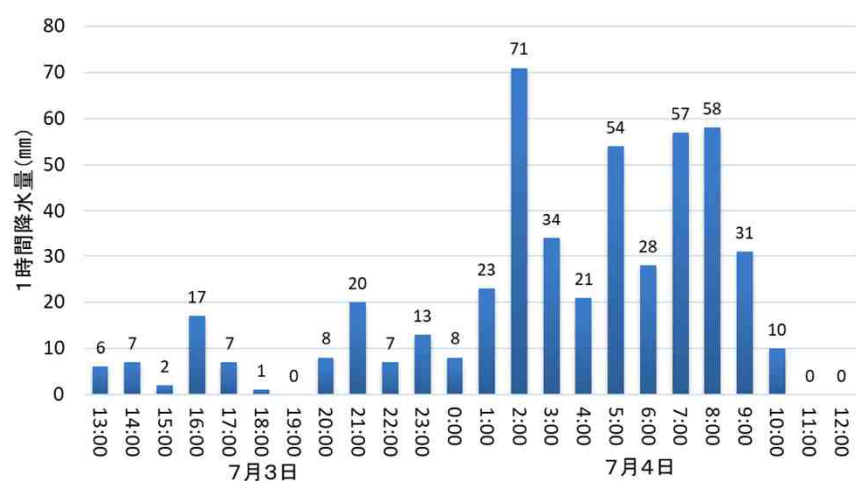
# 球磨川流域の降雨量

- 球磨川流域では、多くの観測地点で観測史上最大の雨量を観測した。
- 気象庁の予報では、多いところで24時間200mmの予想であったが、それを大きく上回る雨であった。
- 7月3日夜半から4日朝の時間帯にかけて断続的に非常に激しい雨になった

人吉(熊本県人吉市)  
(ひとよし)



多良木(熊本県球磨郡多良木町)  
(たらぎ)



410mm/24時間(4日11時まで)

339mm/12時間(4日9時まで)

483mm/24時間(4日12時まで)

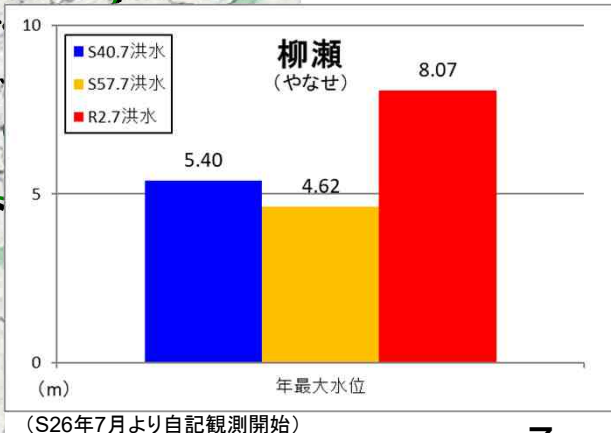
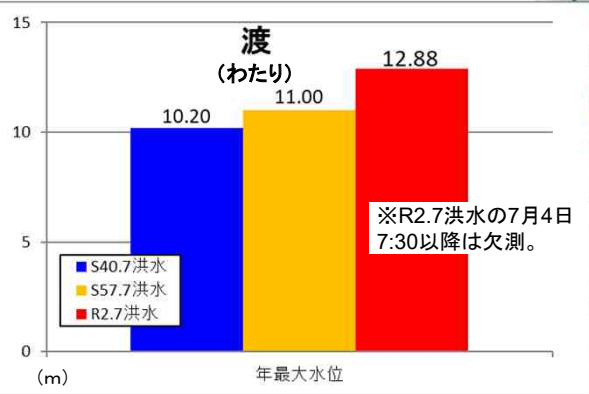
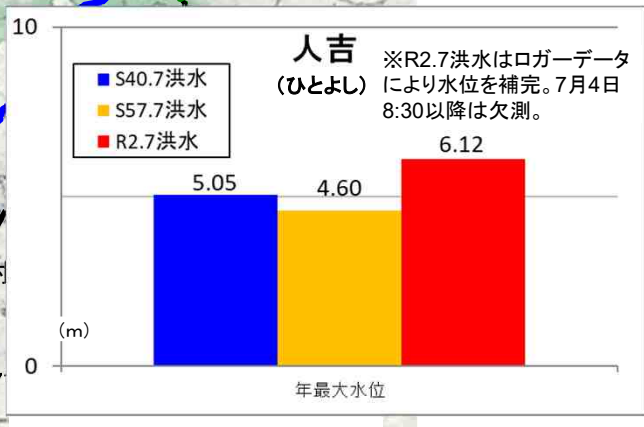
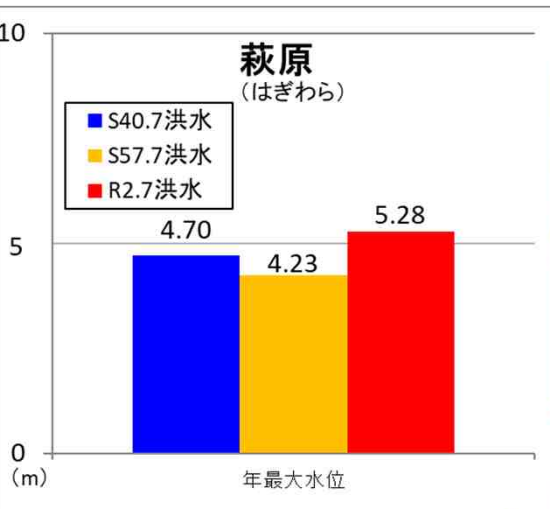
408mm/12時間(4日10時まで)

気象庁の降水量予想(3日16時45分発表)

4日18時までの24時間降水量は多いところで**200mm**

# 球磨川水系の河川水位

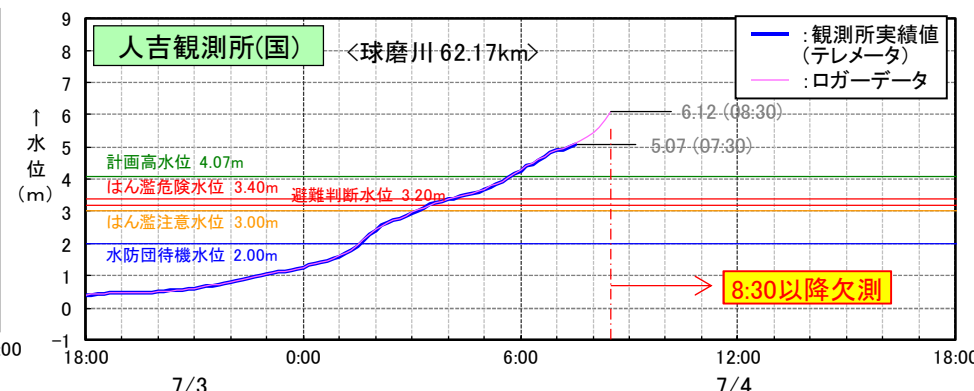
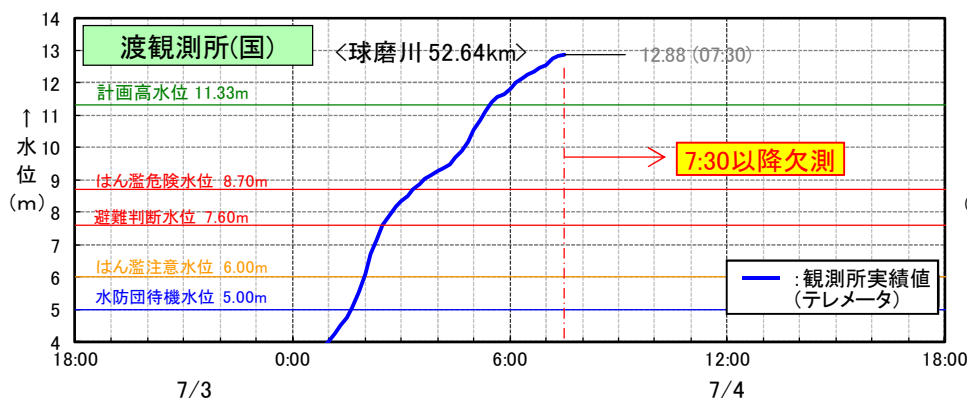
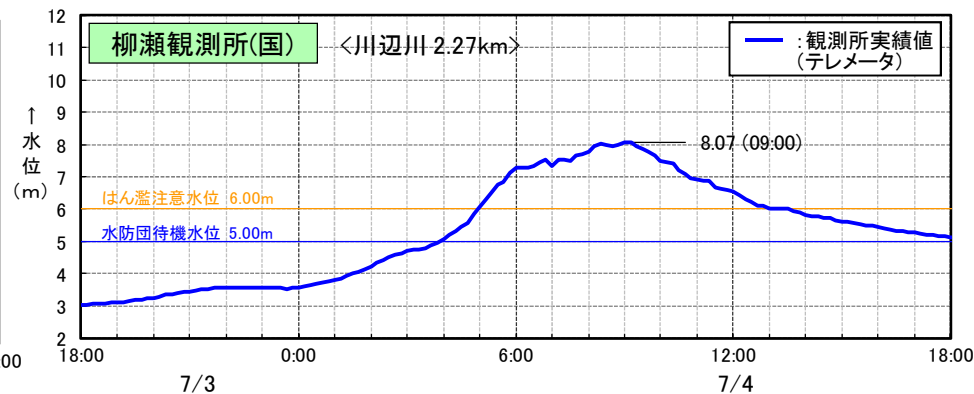
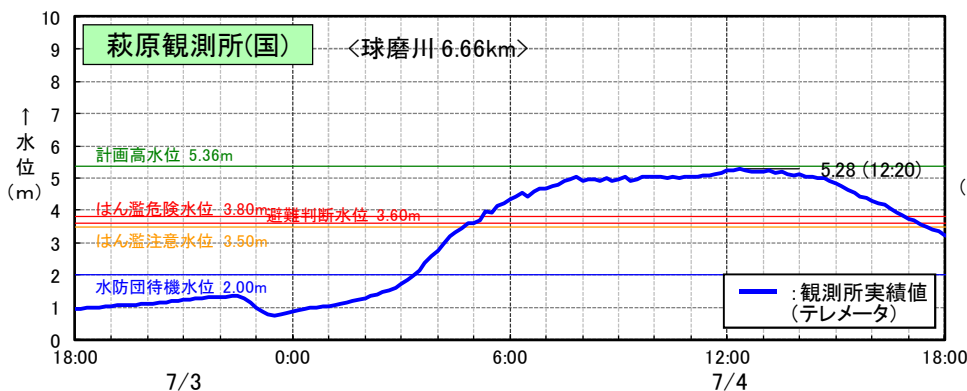
○球磨川水系の水位は、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水や昭和57年7月洪水を上回り、萩原(はぎわら)、渡(わたり)、人吉(ひとよし)、柳瀬(やなせ)で、観測史上最高水位を記録した。



※本資料の数値は「速報値」であり、今後変わる場合がある。

# 球磨川水系の河川水位の時間変化

○球磨川水系の各地点の水位は、7月4日3時過ぎから氾濫危険水位を超え、昼頃にかけてピーク水位に達している。



注1: 図中のグレー字表記の値はピーク欠測のため参考表示  
注2: 図中のピンク色波形は、後日ロガーデータで補完したもの



# 球磨川流域の浸水被害の状況(人吉市街部)

人吉市街部の上空より撮影



人吉市街部の上空より撮影



高さ3m付近に洪水痕跡を確認(国道445号通り)



建物の一階部分まで浸水(人吉市紺屋町)





# 球磨川流域の浸水被害の状況(球磨村渡地区)<sup>わたり</sup>

渡地区の上空より撮影



千寿園付近の上空より撮影



球磨川右岸から約50m離れた場所での家屋倒壊



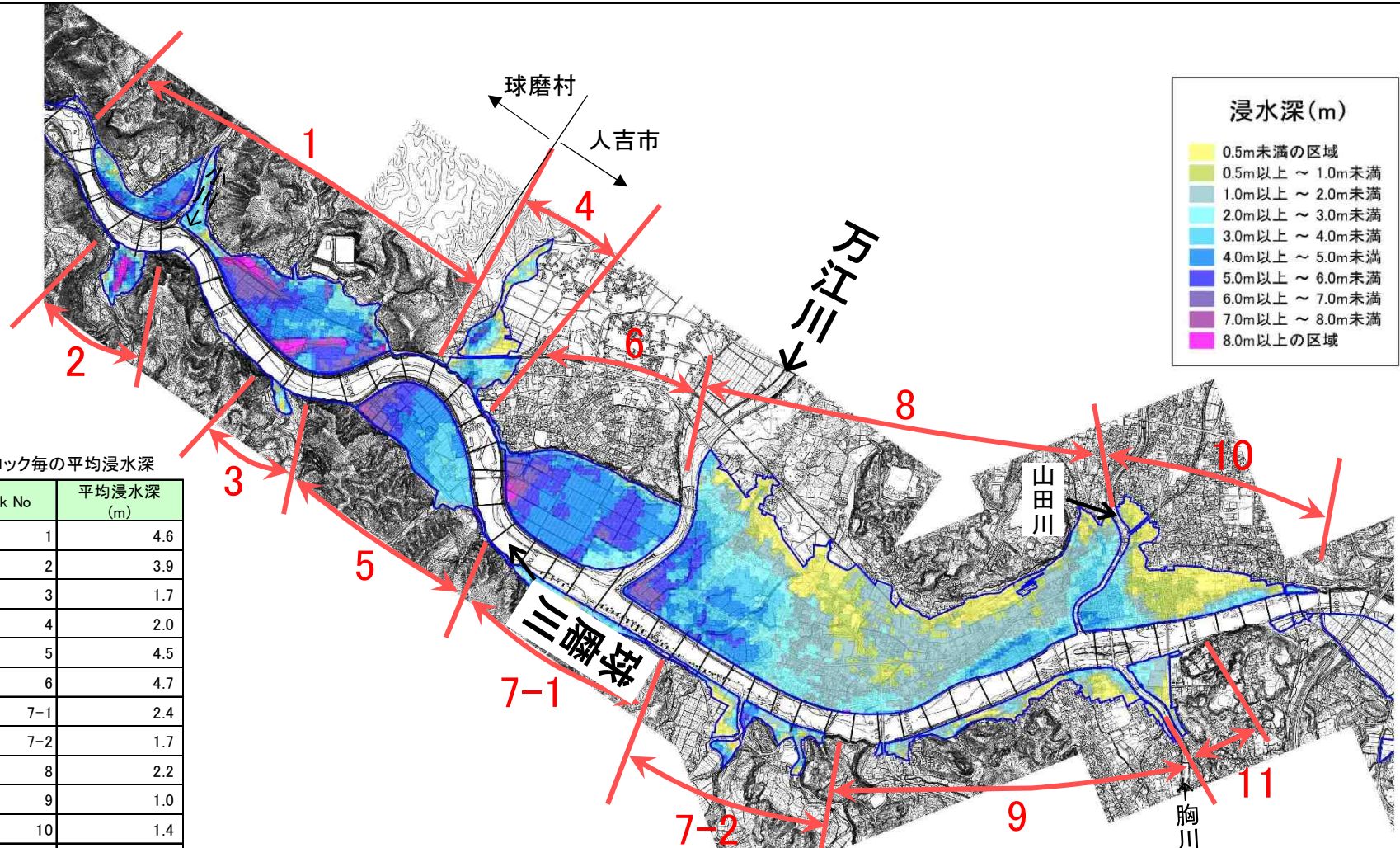
球磨川右岸から約50m離れた場所での家屋倒壊





# 球磨川流域の浸水深の分布(人吉市街部、球磨村渡地区)

○山間狭窄部の入口に位置する球磨村渡地区付近から人吉市の万江川(まえばがわ)の合流地点付近までの区間は、平均浸水深が2~5mとなった。



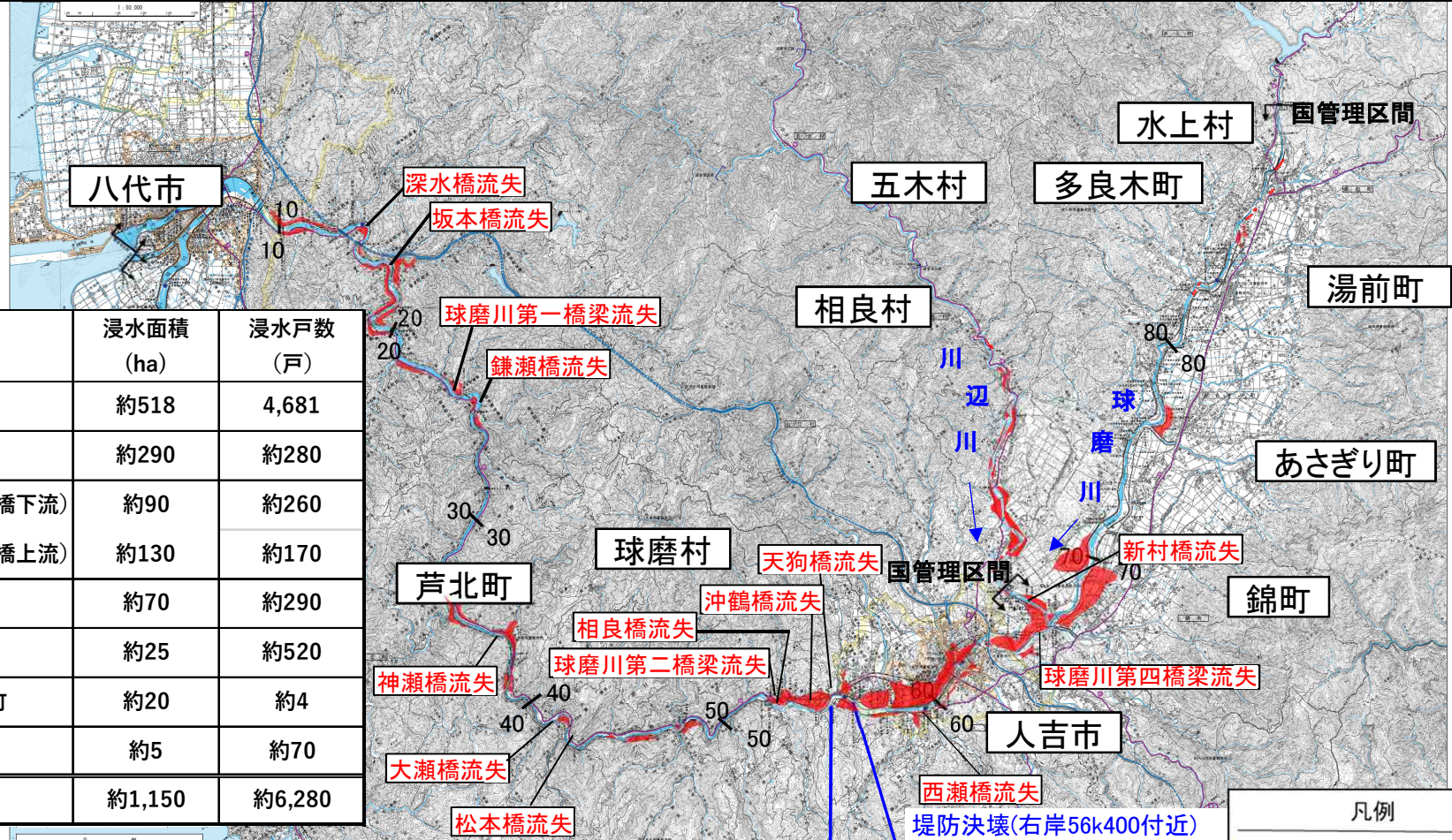
※1) 洪水痕跡調査など浸水区域・浸水深調査結果より、今次出水の浸水深を推定。

※2) 本資料の数値は「速報値」であり、今後変わる場合がある。



# 球磨川流域の一般被害等

○ 球磨川流域の市町村では、浸水面積約1,150ha、浸水戸数約6,280戸、橋梁流失17橋のほか国道や鉄道が被災するなど、甚大な被害が発生した。



市町村名	浸水面積 (ha)	浸水戸数 (戸)
人吉市	約518	4,681
錦町	約290	約280
相良村 (柳瀬橋下流)	約90	約260
	約130	約170
球磨村	約70	約290
八代市	約25	約520
あさぎり町	約20	約4
芦北町	約5	約70
合計	約1,150	約6,280

※1) 人吉市の浸水面積は熊本県調査による。人吉市の浸水戸数は熊本県災害対策本部会議資料による。川辺川(柳瀬橋上流)の浸水面積は熊本県調査による。人吉市以外の浸水面積と戸数は、ヘリ調査の浸水範囲から算出した推定値。浸水面積と浸水戸数は切り上げ等により合計と合わない。

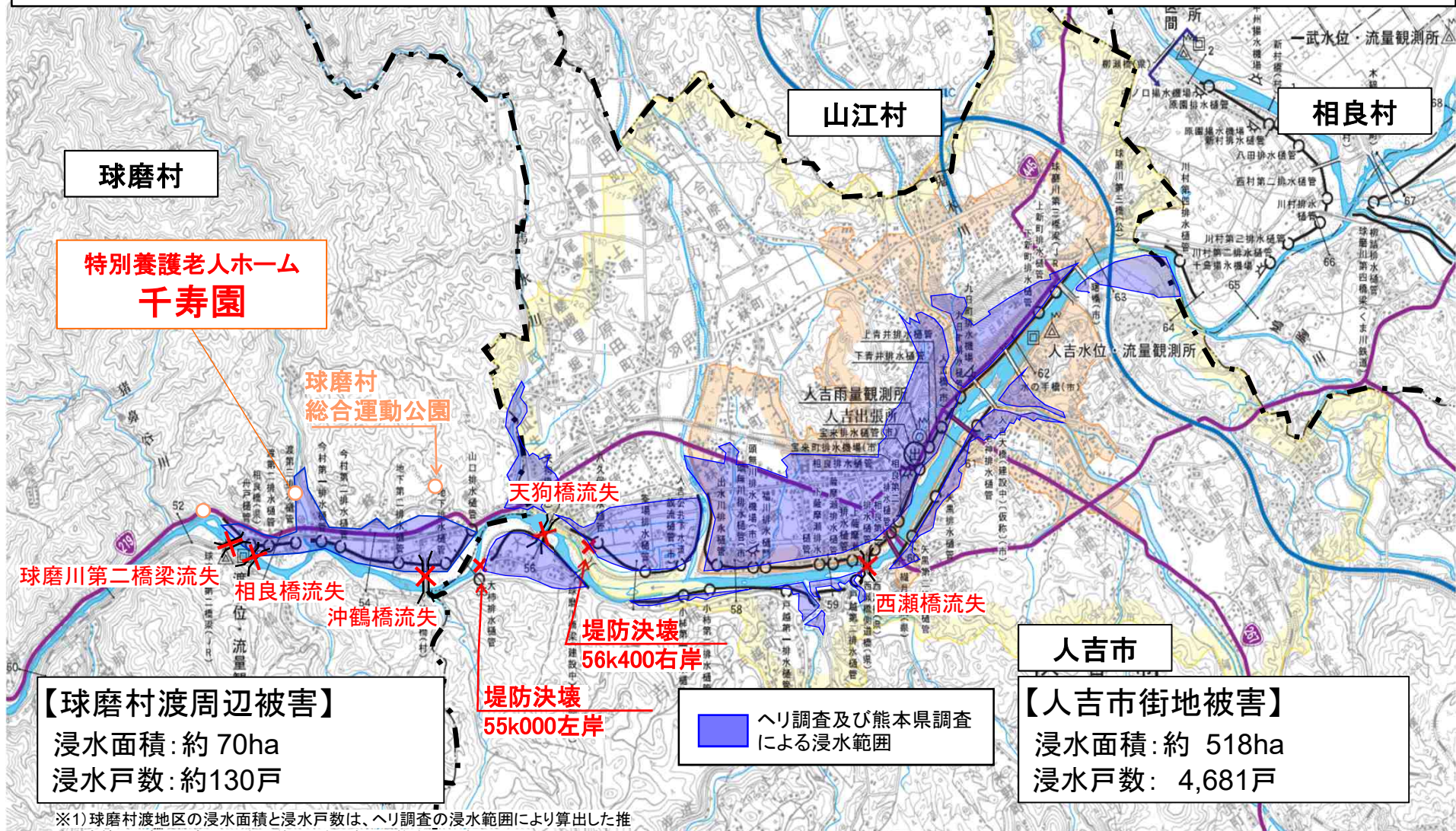
※2) 橋梁流失の坂本橋と側道橋は1橋として計上。被災橋梁数には支川の橋梁を含む。

※3) 本資料の数値は「速報値」であり、今後変わる場合がある。



# 人吉市市街部、球磨村渡地区の一般被害等

○洪水による被害は、球磨村渡地区から人吉市街部にかけて集中しており、多くの犠牲者が発生した球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」はこのエリアに存在している。



球磨村

特別養護老人ホーム  
千寿園

山江村

相良村

球磨村  
総合運動公園

天狗橋流失

球磨川第二橋梁流失

相良橋流失

沖鶴橋流失

堤防決壊

56k400右岸

堤防決壊

55k000左岸

西瀬橋流失

人吉市

【球磨村渡周辺被害】

浸水面積: 約 70ha

浸水戸数: 約130戸

【人吉市街地被害】

浸水面積: 約 518ha

浸水戸数: 4,681戸

※1) 球磨村渡地区の浸水面積と浸水戸数は、ヘリ調査の浸水範囲により算出した推定値。人吉市街部の浸水面積と浸水戸数は、熊本県調査による。

※2) 本資料の数値は「速報値」であり、今後変わる場合がある。

# 球磨川流域の人的被害

○令和2年7月豪雨による熊本県内の犠牲者は65名で、うち球磨川流域の犠牲者は50名と推測され、全体の約77%を占めている。死因は、49名が溺死(疑いを含む)、1名が多発外傷であった。

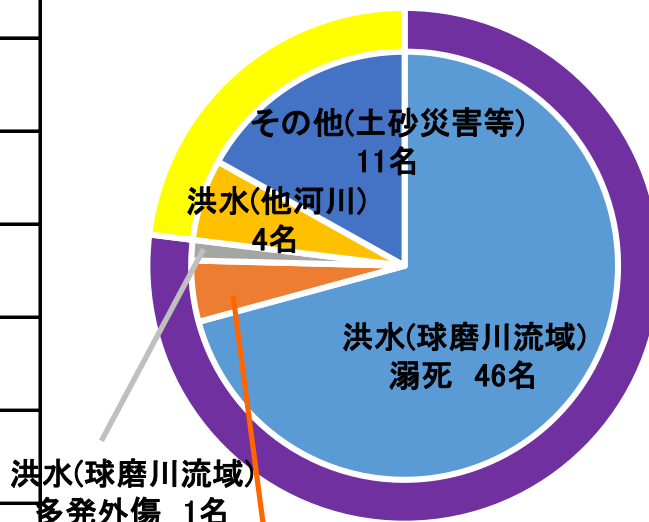
○市町村別では、球磨村が最も多く25名、人吉市が20名と続く。

○年齢構成は、65歳以上の高齢者が86%を占めている。

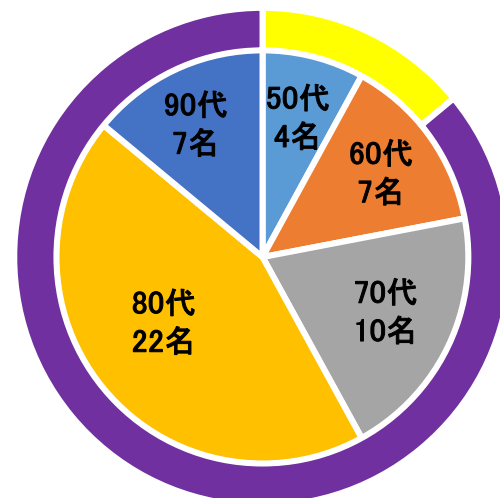
市町村別犠牲者数

	全体	うち 球磨川流域
球磨村	25	25
人吉市	20	20
芦北町	11	1
八代市	4	4
津奈木町	3	0
山鹿市	2	0
合計	65	50

犠牲者の内訳  
(全体65名)



球磨川流域犠牲者  
50名の年齢構成



球磨川流域

洪水(球磨川流域)溺死の疑い 3名  
溺死 46名

65歳以上(高齢者)  
43名(86%)

※1)犠牲者数については、熊本県災害対策本部会議資料(熊本県警察本部提供資料)を基に記載。  
 ※2)球磨川流域の犠牲者数については、熊本県災害対策本部資料(熊本県警察本部提供資料)の「住所」と「死因」等から推測。  
 ※3)被害内容については「速報値」であり、今後変わる場合がある。

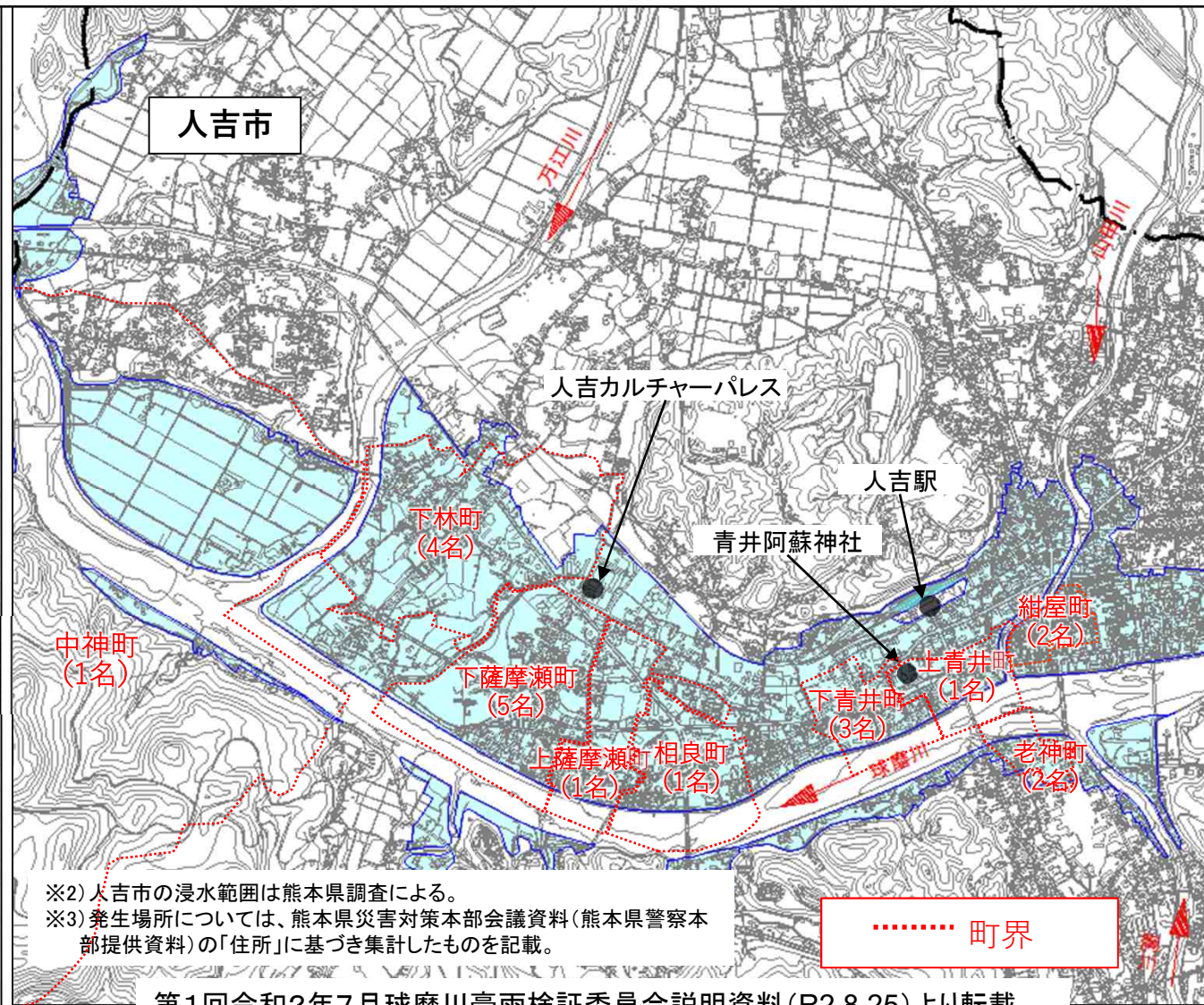
※その他11名の土砂災害の犠牲者は、球磨川流域内の犠牲者数を含む。

第1回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会説明資料(R2.8.25)より転載



# 球磨川流域の人的被害の発生位置

- 人吉市の犠牲者20名の発生位置は、概ね浸水範囲と一致し、浸水範囲が広い右岸に集中している。
- 球磨村の犠牲者は、渡地区に存在する特別養護老人ホーム「千寿園」に集中している。



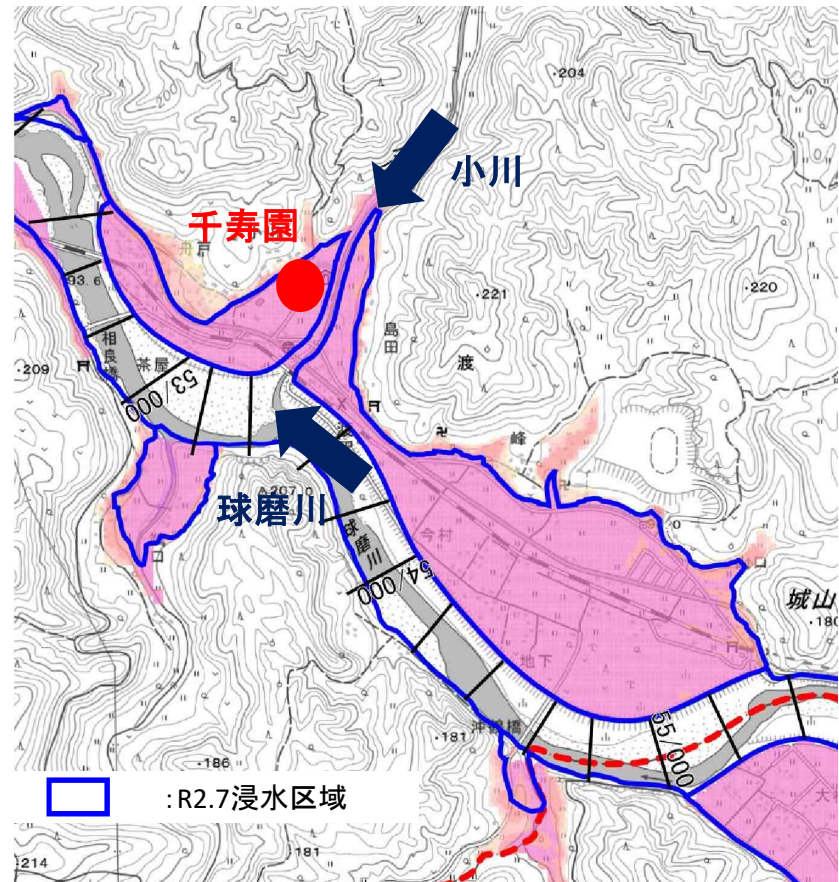


# 球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」の被害

- 球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」では、施設の1階が水没し(浸水深約3m)、入所者65名のうち死者14名の人的被害が発生した。



球磨川の浸水想定区域と千寿園の位置



※1) 洪水痕跡調査などにより浸水区域を推定。  
※2) 本資料は「速報」であり、今後変わる場合がある。

## 2. 高齢者福祉施設における避難確保の取組

# 防災や避難に関する法律

- 警戒避難体制等に関する事項は、災害対策基本法のほか、災害種別ごとに定められている。
- 高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設の避難確保計画は、水防法や土砂災害防止法、津波防災地域づくり法で定められている。

種別	警戒避難体制等に関する法律		防災施設の整備・管理等に関する法律	
全般	災害対策基本法	昭和36年		
洪水	水防法	昭和24年	河川法	昭和39年
内水			下水道法	昭和33年
高潮			海岸法	昭和31年
津波	津波防災地域づくり法	平成23年	砂防法	明治30年
土砂	土砂災害防止法	平成12年		
地震	地震防災対策特別措置法	平成7年		
火山	活動火山対策特別措置法	昭和48年		

# 水防法の概要

○水防法は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としている。

## 平時

### 水防活動の実施

#### 河川等の巡視(水防法第9条)

##### 【水防管理者等】

- ・堤防等を巡視。
- ・危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡。



巡視の状況

## 出水時

#### 水防現場での活動(水防法第17条、26条等)

##### 【水防管理者等】

- ・水防工法を実施。
- ・決壊後の処置(氾濫被害の拡大防止)を実施。



越水に対応するための積土の土工

### 各種情報の提供

#### 浸水想定区域の指定(水防法第14条)

##### 【国土交通省又は都道府県】

- ・浸水想定区域を指定、公表



浸水想定区域

#### 河川情報の発信(水防法第10条、11条、12条、13条、13条の2、16条)

##### 【国土交通省又は都道府県】

- ・洪水予報を実施(気象庁と共同)。
- ・避難等に資するための水位情報を周知・公表。
- ・水防を行う必要がある旨を警告する水防警報を発表。

#### 避難の確保及び浸水の防止のための措置(水防法第15条、15条の3)

##### 【市町村】

- ・洪水ハザードマップの作成・配布。

##### 【要配慮者利用施設の管理者】

- ・要配慮者利用施設において避難確保計画の作成・訓練の実施



洪水ハザードマップ



# 水防法の改正の経過

○平成13年に浸水想定区域の指定制度が創設され、平成27年には浸水想定区域の前提となる降雨規模が想定最大規模に拡充された。

○平成25年に要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と訓練の実施が規定され、平成29年には避難確保計画の作成と訓練の実施が義務化された。

改正	施策	現地の水防活動	水位情報等の発信	浸水想定区域指定	避難確保等
1949年 (S24年)	○ 地先の水防	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防の責任の明確化(市町村に第一義的責任)</li> <li>水防団の設置、巡視等の規定</li> </ul>			
1955年 (S30年)	○ 地先から河川全体へ ○ 河川情報の発信へ		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報を新設(国)</li> <li>水防警報を新設(国・県等)</li> </ul>		
2001年 (H13年)	○ 河川情報発信の拡大 ○ 河川から流域へ		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川を県等管理河川に拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域の指定を新設(洪水予報河川)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するよう規定</li> <li>地下街等への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定</li> </ul>
2005年 (H17年)	○ 河川情報発信を中小河川へ拡大 ○ はん濫情報発信強化 ○ 避難対策強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防協力団体制度を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小河川において水位情報の通知を新設(水位周知河川)</li> <li>大河川ではん濫水の予報を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域の指定対象を水位周知河川に拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定</li> <li>地下街等における洪水時の避難確保計画作成を規定(義務)</li> <li>ハザードマップの作成等を規定</li> </ul>
2011年 (H23年)	○ 東日本大震災を踏まえた規定の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団員の安全確保を規定</li> <li>特定緊急水防活動の制度を新設</li> </ul>			
2013年 (H25年)	○ 多様な主体の参画による地域の水防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防計画に基づく河川管理者の水防への協力を規定</li> <li>水防協力団体の指定対象の拡大</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>地下街、要配慮者利用施設、大規模工場において避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施を規定</li> </ul>
2015年 (H27年)	○ 想定し得る最大規模の外力へ対応 ○ 情報発信の対象を内水、高潮に拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防計画に基づく下水道管理者の水防への協力</li> <li>公用負担の対象に排水用機器を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道と海岸において水位情報の通知を新設(水位周知下水道、水位周知海岸)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域を想定最大規模の洪水に係る区域に拡充</li> <li>想定最大規模の内水及び高潮に係る浸水想定区域を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等に建設予定の施設又は建設中の施設を含むことを規定</li> <li>地下街等との接続ビルへの意見聴取を規定(努力義務)</li> </ul>
2017年 (H29年)	○ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与</li> <li>浸水拡大を抑制する施設等の保全の制度を創設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水実績等の把握・周知の制度を創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設における避難確保計画作成等を義務化</li> </ul>

# 土砂災害防止法※の概要

※正式名称:

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

○土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図ることなどを目的としている。

## 土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

## 基礎調査の実施 [都道府県]

- ・地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施(机上で地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定する。)
- ・基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ
- ・基礎調査の結果を公表(住民の危険性の認識と、指定促進のため。)

## 区域の指定 [都道府県]

### 土砂災害警戒区域

○土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

- 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ハザードマップの配布【市町村等】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】

土砂災害ハザードマップの作成・配布  
(茨城県銚田市)



住民の避難訓練状況  
(沖縄県浦添市)

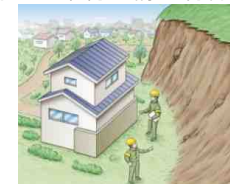
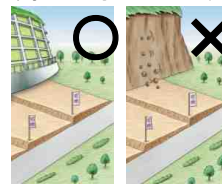


### 土砂災害特別警戒区域

○避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

- 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- 建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- 建築物の移転等の勧告【都道府県】

特定開発行為に対する許可制 建築物の構造規制 建築物の移転等の勧告



# 土砂災害防止法の改正の経過

- 平成13年に土砂災害防止法が施行。
- 平成29年の改正により、水防法と同様、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務化された。

平成11年6月広島市、呉市等における集中豪雨で土砂災害により死者24名

平成13年4月  
土砂災害防止法施行

- ・基礎調査の実施および土砂災害警戒区域等の指定による危険の周知
- ・土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
- ・土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制等

平成16年台風等による土砂災害が相次ぎ、高齢者等防災上配慮を要する者の被災が顕著

平成17年7月  
一部改正

- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達、土砂災害ハザードマップの配布等を義務付け

平成20年岩手・宮城内陸地震で多数河道閉塞が発生

平成23年5月  
一部改正

- ・大規模な土砂災害が急迫している場合における緊急調査の実施
- ・被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村へ通知、一般へ周知

平成26年8月広島市北部における集中豪雨で土砂災害により死者74名

平成27年1月  
一部改正

- ・基礎調査結果の速やかな公表
- ・避難場所を市町村地域防災計画に位置づけるなど、警戒避難体制の強化・充実
- ・土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務付け

平成28年8月岩手県岩泉町の高齢者グループホームが河川の氾濫により被災、死者9名

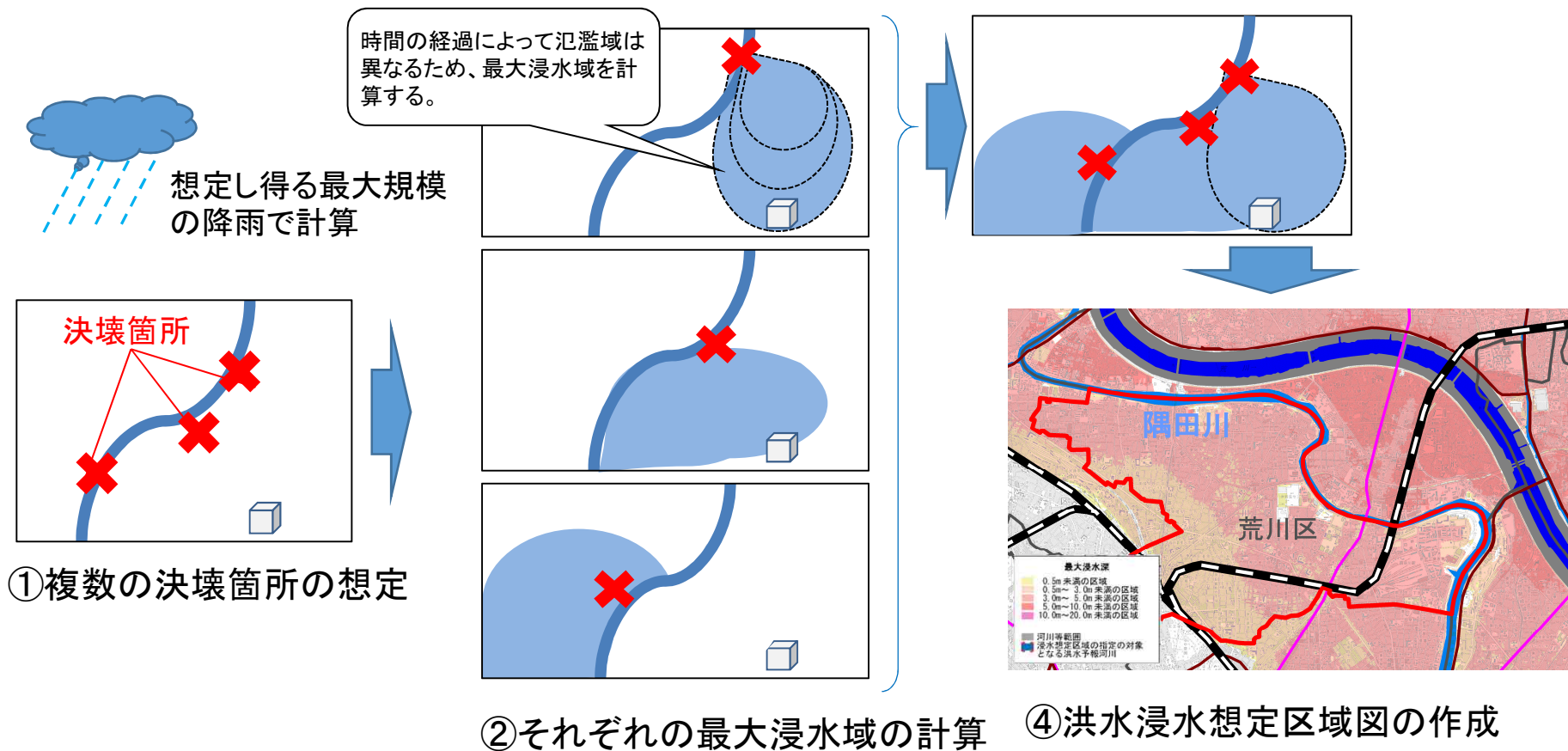
平成29年6月  
一部改正

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画及び計画に基づく避難訓練の実施を施設管理者等へ義務付け

# 浸水想定区域の指定

○国または都道府県は、想定し得る最大規模の降雨や高潮を対象として、浸水が想定される区域、その水深及び浸水継続時間等を指定し、公表するとともに関係市町村長に通知している。

## 洪水浸水想定区域図の作成手順





# 土砂災害警戒区域等の指定

- 都道府県は、土砂災害防止対策基本指針に基づき、土砂災害警戒区域等の指定等に必要な基礎調査を実施し、調査終了後にその結果を関係市町村に通知するとともに公表する。
- 都道府県は、土砂災害警戒区域等の指定をしようとする時は、あらかじめ関係市町村の意見を聴取する。また、区域の指定を公示したときには、市町村に公示された事項を記載した図書を送付する。

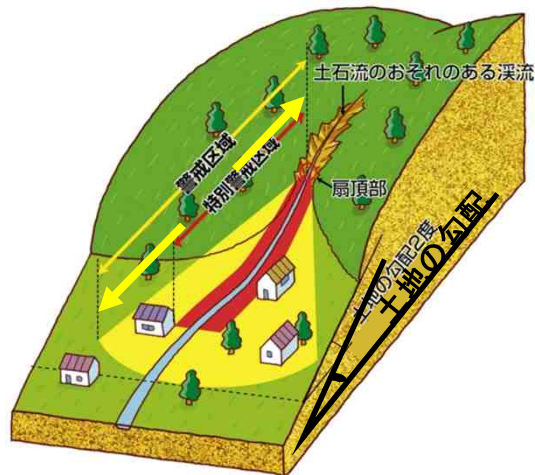
## 土砂災害警戒区域等の範囲

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

### 土石流

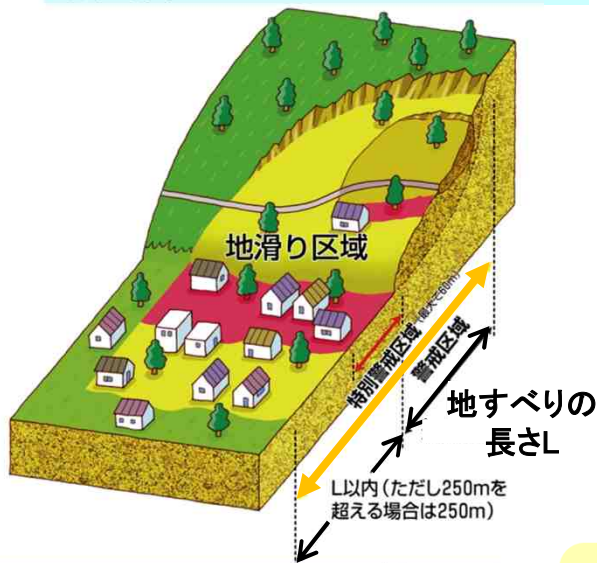
※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



・土地の勾配2度以上

### 地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



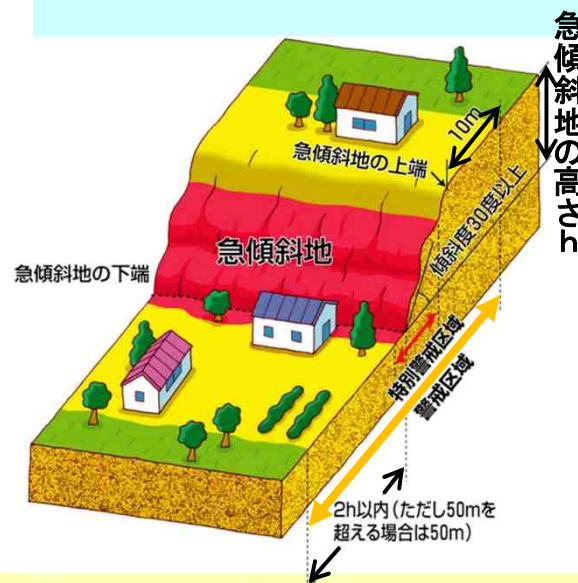
※1

・地滑りの長さの2倍以内

※1 ただし250mを超える場合は250m

### 急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



・急傾斜地の上端から10m

・急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※2 ただし50mを超える場合は50m

# ハザードマップの作成、周知

## 洪水

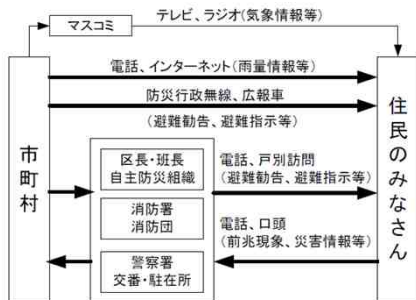
○市区町村は、国又は都道府県が指定した洪水浸水想定区域をもとに、洪水予報等の伝達方法や避難場所等を記した洪水ハザードマップを作成・周知することとしている。

- 洪水予報及び水位到達情報の伝達方法
- 避難施設その他の避難場所及び避難路  
その他の避難経路に関する事項
- 避難訓練の実施に関する事項
- 浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地 等



## 土砂災害

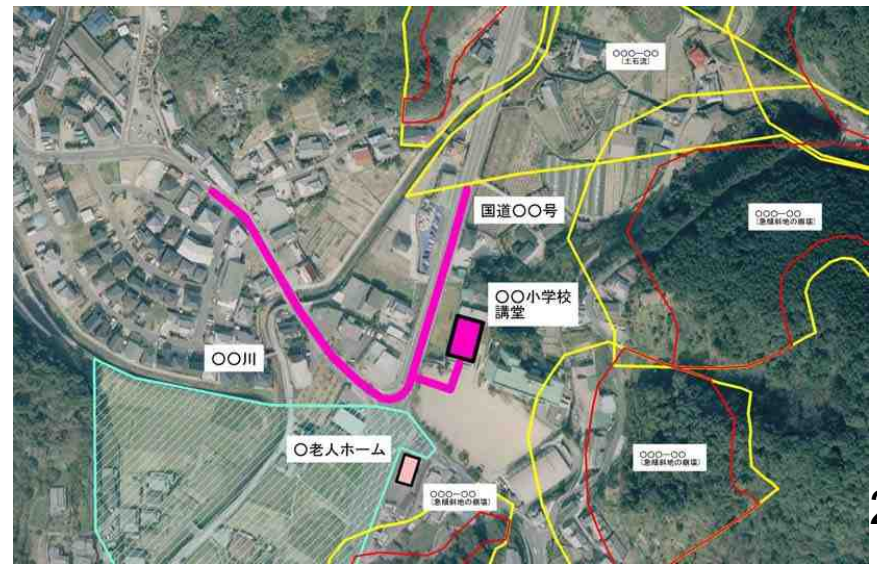
○市区町村は、都道府県が指定した土砂災害警戒区域等をもとに、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所等を記した土砂災害ハザードマップを作成・周知することとしている。



情報伝達経路の記載例

項目		記号
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	黄色い四角
	土石流	黄色い四角
	地滑り	赤い四角
土砂災害特別警戒区域		赤い四角

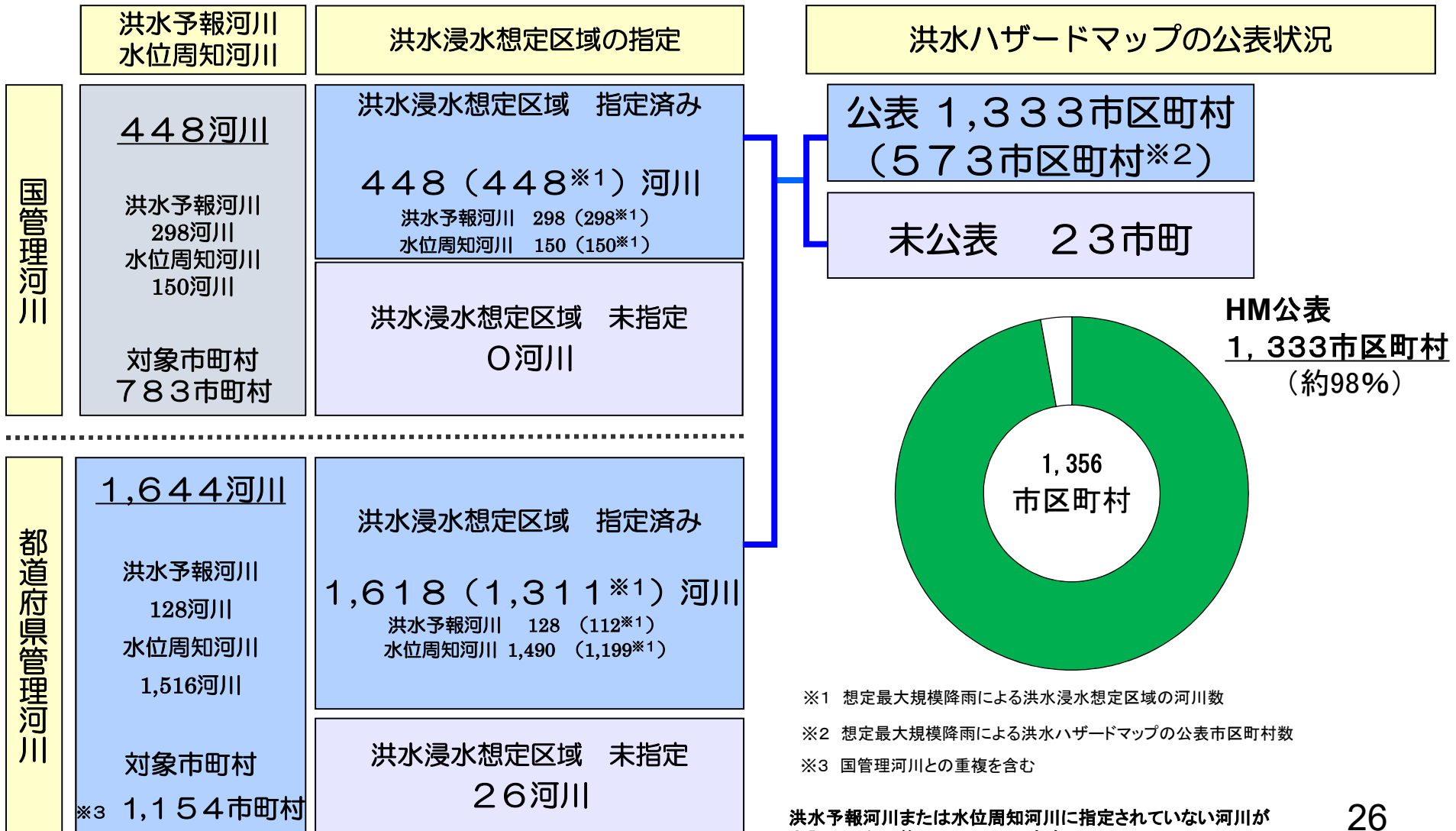
土砂災害警戒区域等の記載例



# 洪水浸水想定区域の指定、ハザードマップの公表状況(令和2年1月時点)

○洪水浸水想定区域の指定率は、国管理河川は100%、都道府県管理河川は98.5%となっている。

○ハザードマップの公表率は、98%となっている。



※1 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の河川数

※2 想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの公表市区町村数

※3 国管理河川との重複を含む

洪水予報河川または水位周知河川に指定されていない河川が上記のほかに約19,000河川存在。



# 社会福祉施設等の避難計画

○社会福祉施設等には、避難計画として、避難確保計画(水防法等)と非常災害対策計画(介護保険法等)の作成を義務づけている。

計画	避難確保計画(災害ごとの規定)	非常災害対策計画(施設ごとの規定)
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防法(昭和24年法律第193号)</li> <li>○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)</li> <li>○津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生省令又は厚生労働省令</li> <li>・【介護保険施設等】指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)等</li> <li>・【障害者支援施設等】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)等</li> <li>・【救護施設等】救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第18号)等</li> <li>・【児童福祉施設等】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)等</li> </ul>
対象(※1)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	社会福祉施設等(介護保険施設等、障害者支援施設等、救護施設等、児童福祉施設等)
義務(※2)	<b>避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施</b>	<b>非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施</b>
計画に定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的</li> <li>・計画の適用範囲</li> <li>・防災体制</li> <li>・情報収集及び伝達</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・避難確保を図るための施設の整備(※3)</li> <li>・防災教育及び訓練の実施(※3)</li> <li>・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の立地条件</li> <li>・災害に関する情報の入手方法</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難経路</li> <li>・避難方法</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul>

※1 具体的な施設種別は、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号)、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年2月1日障障発0201第1号)、「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日社援保発0131第2号)、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について」(平成29年2月20日雇児総発0220第2号)により実施した点検の対象施設・サービス種別に記載のもの。

※2 児童福祉施設については原則努力規定。

※3 下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。



# 避難確保計画(水防法等)

○ 避難確保計画には、防災体制、情報収集及び伝達、避難の誘導、避難確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施等について定めることとしている。

- 水防法 第15条の3第2項(洪水害)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第2項(土砂災害)
- 津波防災地域づくりに関する法律 第71条(津波災害)

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内にあり市町村が作成する地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し義務付け。

- 避難確保計画の作成及び市町村への報告
- 避難訓練の実施

- 水防法施行規則 第16条
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則 第5条の2
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 第32条

## 【避難確保計画に定める事項】

- 計画の目的
- 計画の適用範囲
- 防災体制
- 情報収集及び伝達
- 避難の誘導
- 避難確保を図るための施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- 自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)

# 非常災害対策計画(介護保険法等)

- 介護保険法に基づく施設の基準において、非常災害対策計画の作成や関係機関との連携、定期的な訓練が義務付けられている。
- 非常災害対策計画には、情報の入手方法、連絡先及び通信手段、避難を開始する時期、判断基準、避難場所、避難経路、避難方法、人員体制、指揮系統等について定めることとしている。

該当サービス	施設サービス	通所系・居住系サービス (通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護)	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護
○義務 ●努力義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的計画の策定</li> <li>○ 関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知</li> <li>○ 定期的な避難等訓練</li> </ul>		● 訓練の実施に当たっての地域住民との連携
(参考) 基準省令の 規定の例	第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	第103条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	第182条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
千寿園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特養(定員40名)</li> <li>・ 地域密着型特養(定員20名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ショートステイ(定員10名)</li> </ul>	

※記載の無いサービス(訪問系サービス、居宅介護支援等)は、当該基準なし

# 避難計画の報告・点検

- 施設管理者は、洪水・高潮・土砂災害に対する避難確保計画を作成した場合は、自治体に報告する必要がある。
- また、津波に対する避難確保計画を作成した場合は、自治体に報告するとともに公表する必要がある。

## 高齢者福祉施設

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設

施設管理者

- 非常災害対策計画の作成
- 避難訓練の実施

(火災、地震、洪水、高潮、土砂災害、津波等)

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の実施

洪水

高潮

土砂

津波

自治体

指導監査時に非常災害対策計画の点検を実施

避難確保計画の報告

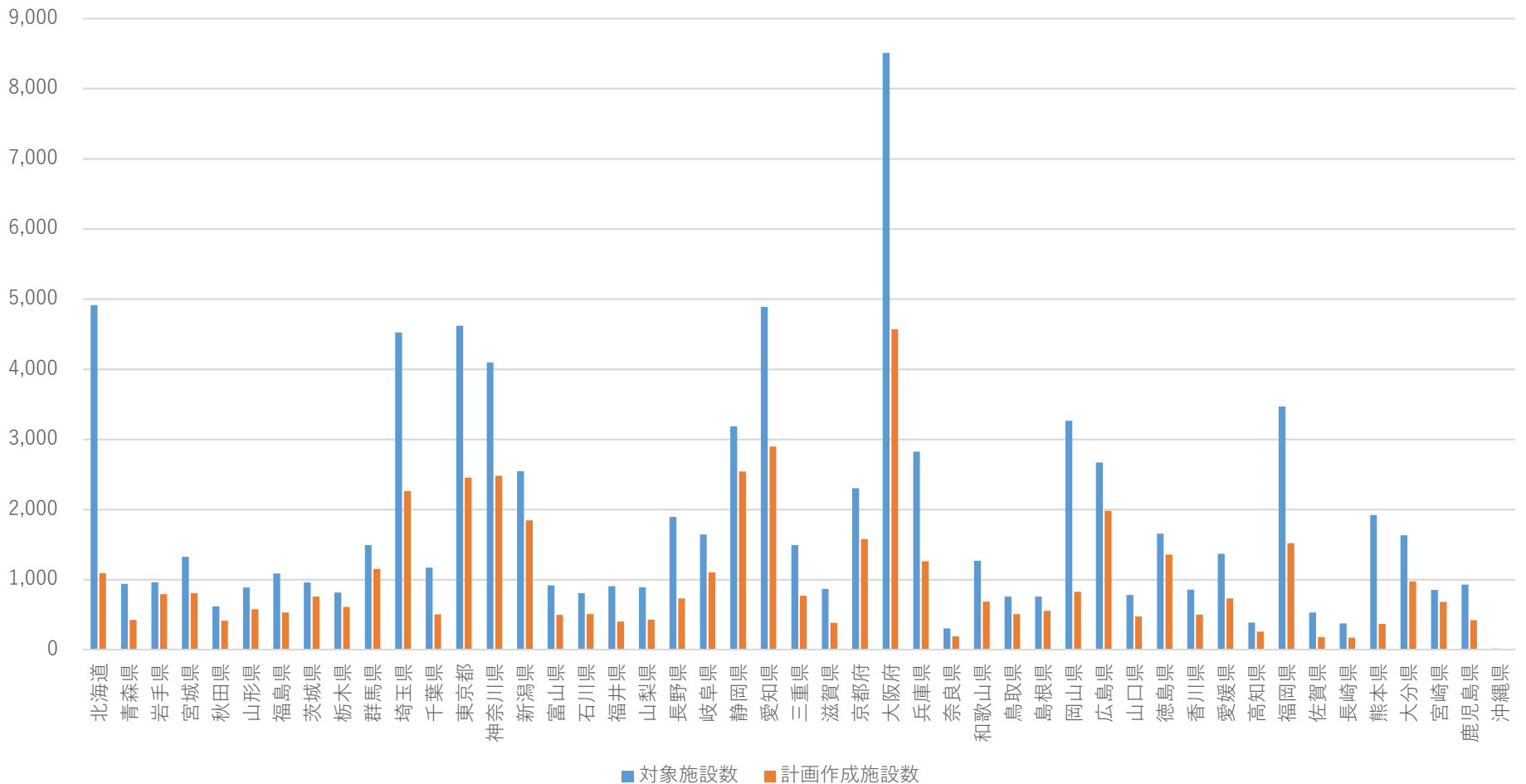
- ・ 避難確保計画の報告、公表
- ・ 訓練結果の報告

助言・勧告等

# 要配慮者利用施設の水防法に基づく避難確保計画作成状況(令和2年6月末時点)

○ 要配慮者利用施設における避難確保計画は、令和2年6月30日時点で対象85,924施設のうち、作成済みは46,824施設となっており作成率は54.5%である。

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況



# 社会福祉施設の水防法に基づく避難確保計画作成状況(令和2年6月末時点)

○ 要配慮者利用施設のうち社会福祉施設における避難確保計画は、令和2年6月30日時点で対象67,945施設のうち、作成済みは37,614施設となっており作成率は、55.4%である。

## 要配慮者利用施設

### (社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

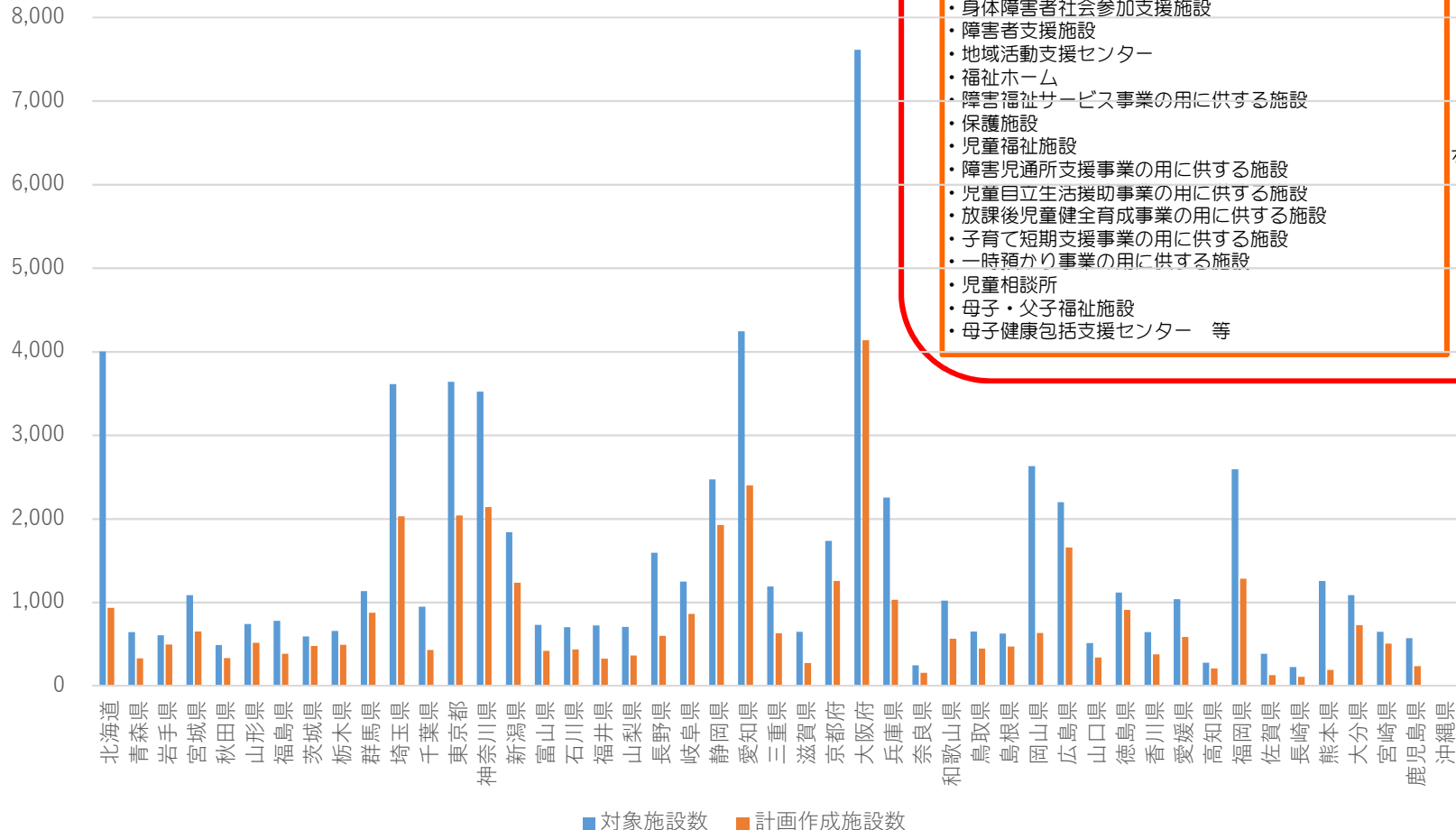
### (学校)

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校(高等課程を置くもの) 等

### (医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

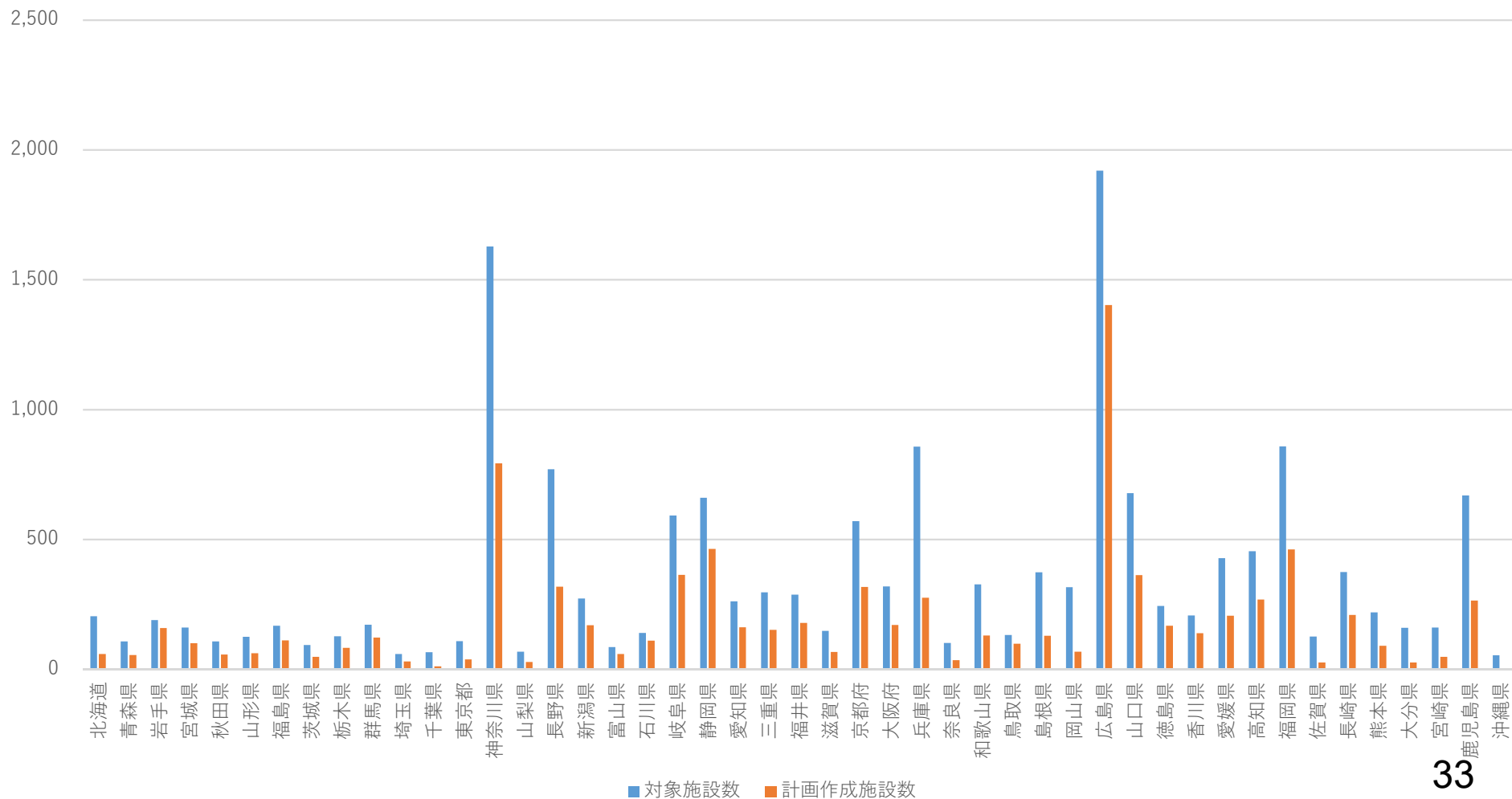
社会福祉施設の避難確保計画作成状況



# 要配慮者利用施設の土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成状況 (令和2年3月末時点)

○ 要配慮者利用施設における避難確保計画は、令和2年3月31日時点で対象16,429施設のうち、作成済みは8,679施設となっており作成率は52.8%である。

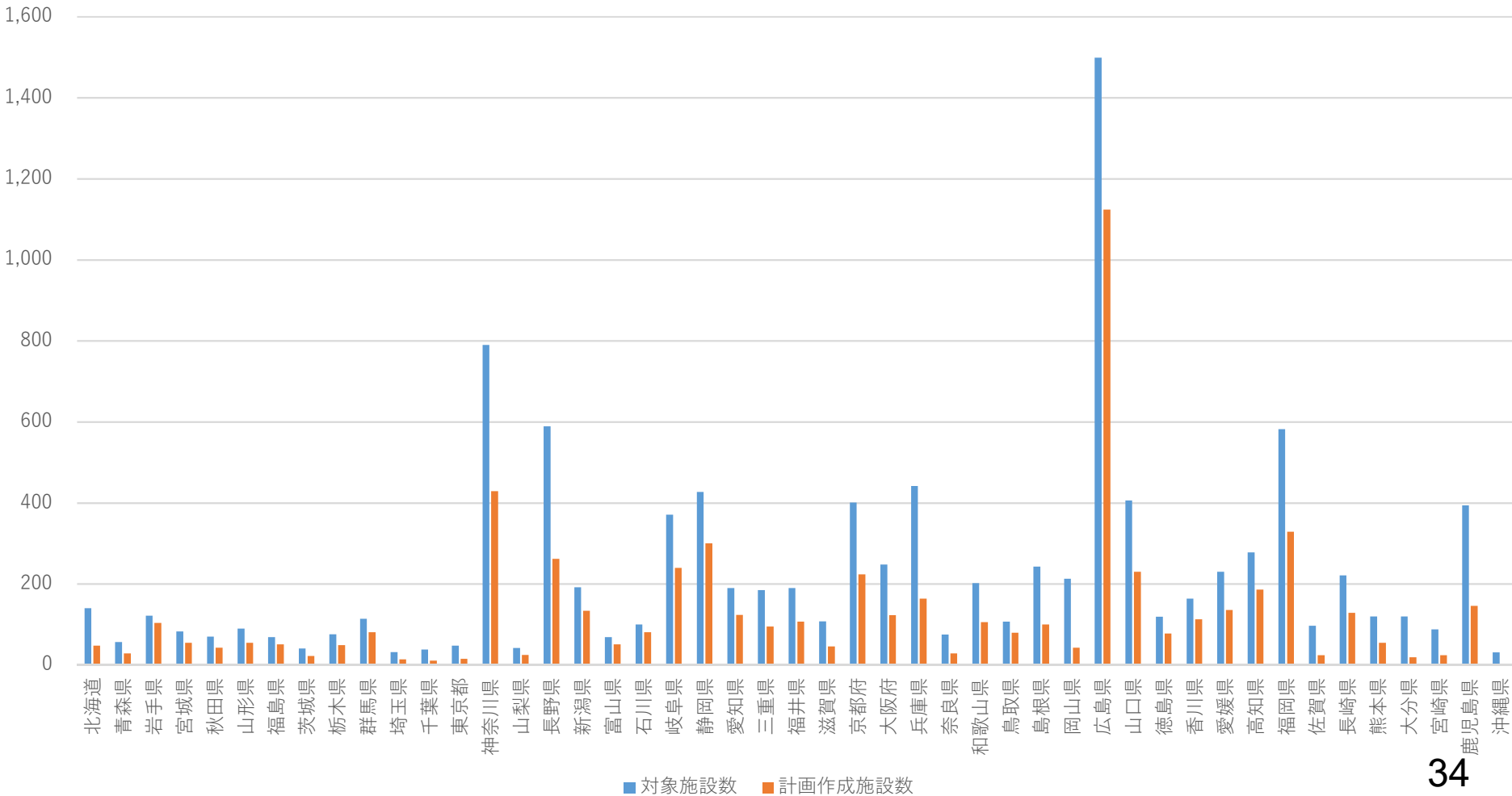
要配慮者利用施設における避難確保計画作成状況



# 社会福祉施設の土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成状況 (令和2年3月末時点)

○ 要配慮者利用施設のうち社会福祉施設における避難確保計画は、令和2年3月31日時点で対象10,513施設のうち、作成済みは5,935施設となっており作成率は、56.5%である。

社会福祉施設の避難確保計画作成状況





# 避難計画の点検体制

○厚生労働省と国土交通省は、「避難計画点検マニュアル」を共同で作成し、市町村の民生主管部局、防災担当部局、土木担当部局が連携して、指導監査等の際に避難計画等を点検するよう周知している。

## 避難計画チェックリスト

チェック対象施設名	チェック担当者名
計画の項目	チェック項目
	チェック欄
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 (水防法施行規則16条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか 避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか
(イ) 避難誘導 (水防法施行規則16条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか
(ウ) 施設整備 (水防法施行規則16条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保のための施設の整備に関する事項	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか
(エ) 教育・訓練 (水防法施行規則16条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ） (水防法施行規則16条五) 自衛水防組織の業務に関する事項	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか

水害・土砂災害に係る要配慮  
避難計画点検マニ

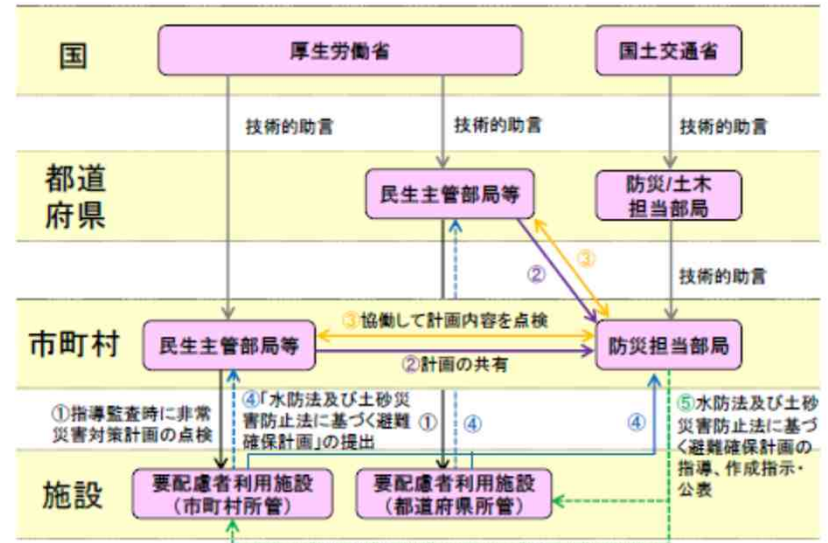
平成29年6

厚生労働省  
国土交通省

## ○点検体制

非常災害対策計画の点検は、下記の手順により進めます。

- ① 要配慮者利用施設を所管する都道府県または市町村の担当部局（民生主管部局等）が事業法に基づく指導監査等の際に点検を行う
- ② 点検に当たっては、要配慮者利用施設の防災体制や防災情報の扱い方など、防災に関わる部分については市町村防災担当部局と連携しつつ行う
- ③ 点検の完了した非常災害対策計画を関係部門間で共有する
- ④ 非常災害対策計画が未提出の場合、また消防計画への追記等、別の形式で計画が作成されている場合は、これを提出する
- ⑤ 計画を未提出の施設に対して、水防法又は土砂災害防止法の規定に基づく指導、作成「指示」、未作成の施設の「公表」により、作成を促す



図：非常災害対策計画に係る点検体制



### 3. 頻発する豪雨災害を踏まえた最近の取組

# 避難確保計画の作成等の促進（関係省庁の連携による取組）

○国土交通省と厚生労働省、文部科学省が連携して、避難確保計画の作成の促進を図っている。

## 国土交通省と文部科学省の連名通知



30 教参学第 12 号  
国水環第 190 号  
国水地第 20 号  
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県・各指定都市教育委員会防災教育主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公立高等専門学校事務局長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各国公立高等専門学校担当課長  
各都道府県専修学校主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
附属学校及び専修学校を置く各国公立  
大学法人担当課長  
各都道府県認定こども園主管課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長



国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

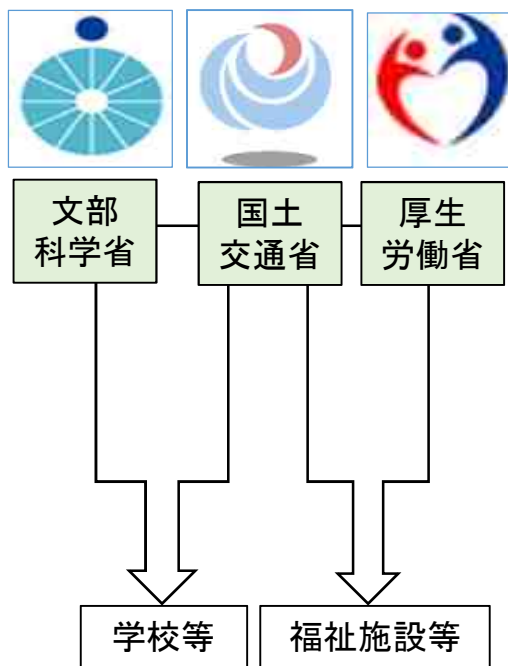


国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に  
基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）

平成 29 年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する  
法律（以下「土砂災害防止法」という。）の改正により、市町村地域防災計画において  
要配慮者利用施設に位置付けられた学校は、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基  
づく避難訓練の実施を義務付けられています。また、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた



## 国土交通省と厚生労働省の連名通知

老保発 0425 第 1 号  
老高発 0425 第 4 号  
老高発 0425 第 1 号  
老老発 0425 第 2 号  
国水環第 9 号  
国水砂第 5 号  
平成 31 年 4 月 25 日

都道府県  
各指定都市介護保険主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省老健局総務課部知政課推進室長  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
厚生労働省老健局保健課課長  
厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の作成及び  
避難訓練の実施の促進並びに要配慮者利用施設の作成等の状況調査のお願い（依頼）

1. 要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の作成及び避難訓練の  
実施の促進

市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内  
の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日  
法律第 31 号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止  
対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられ

# 避難確保計画の作成等の促進（計画作成の手引きの充実）

- 避難確保計画の作成を促進するため、ひな形等を備えた「計画作成の手引き」を作成公表している。
- 令和2年には、災害種別毎に作成されていた「計画手引き」を一つに統合するとともに、多様な種別の施設の属性等に適した計画を作成できるよう計画作成のポイントを追記している。

## 計画作成の手引き

避難確保計画作成の手引き  
解説編

## 記載例

社会福祉施設  
避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）  
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○○】

○年○月

この計画は、施設利用者の安全確保を目的として作成されています。この計画は、施設利用者の安全確保を目的として作成されています。この計画は、施設利用者の安全確保を目的として作成されています。

## 計画のひな形

4 防災体制  
連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
	注意体制確立		
	警戒体制確立		

## 簡易な入力フォーム

入力項目	入力セル	入力例
計画作成年月日	2017年6月19日	2017年1月19日
施設名	特別養護老人ホーム国文園	特別養護老人国文園
住所	千代田区大手町1-2-3	千代田区大手町1-2-3
所在市町村名	千代田区	千代田区
所在地区名（避難勧告等の発令先地区名）	千代田区大手町	千代田区大手町
施設の収容人数の状況		
昼間	施設職員 名 利用者 名	施設職員5名 利用者10名
夜間	施設職員 名 利用者 名	施設職員2名 利用者10名
休日	休日設定の有無 平日と異なる	平日と同じ/平日と異なる
	施設職員 名 利用者 名	施設職員5名 利用者10名
（河川に係る情報）		
対象河川①		
浸水想定区域を持つ河川名	荒川	荒川
参照する水位観測所	○	岩淵水門
対象河川②（ある場合）		
浸水想定区域を持つ河川名	江戸川	荒川



# 避難確保計画の作成等の促進(市町村が実施する講習会の支援)

○ 避難確保計画の作成を促進するため、施設管理者向けの講習会の開催マニュアルを作成し、市町村が主催する講習会の促進を支援している。

## 講習会開催マニュアル

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に  
 向けた講習会開催マニュアル

Ver. 2.0

令和元年5月

国土交通省水管理・国土保全局  
 河川環境課水防企画室

## 講習会開催を促すチラシ

### 要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

#### ■ 避難確保計画作成講習会とは

- ・ 水防法第19条の3に基づき洪水時の避難確保計画の作成が義務づけられている施設の管理者等に、避難確保計画の作成方法を身につけていただくための講習会です。
- ・ 講習会は地方公共団体が開催することを想定しています。

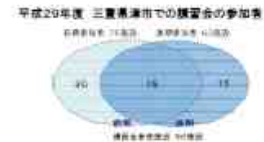
#### ■ 講習会開催マニュアルの改訂

- ・ 国土交通省では、平成30年9月に「講習会の企画開催及び運営マニュアル」を作成しました。これを踏まえて平成31年度には、全国12市町で先行的に講習会が開催されました。
- ・ 令和元年5月には、先行的に開催した12市町の講習会で得られた知見を改めてとりまとめ、「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた開催マニュアル」として、マニュアルを改訂しました。
- ・ 講習会3Dシミュレーションについて (<http://www.inf.tygo.jp/ser/3dsumi/men/3dsumi/3dsumi/3dsumi-guide-3dsumi-03.html>)
- ・ 新しいマニュアルは、講習会で活用できる資料のフォーマット等を「活用シート」としてまとめて拡充したほか、講習会を開催する地方公共団体のニーズに合わせて、「基本方式」、「簡潔方式」、「簡易方式」の3つの方式から講習会の開催方法を選択できるようになっています。

	開催方式の概要	開催状況
① 基本方式	<p>【概要】前期「座学講習会」(座学・ワークブック方式のワークショップ)を組み合わせることで、参加者の理解の深化を図り、計画の作成や作業を促進する方式です。</p> <p>【前期】座学講習会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の水準士などに従事する関係者や関係機関、避難確保計画作成に関わる基本的な知識等に関する座学と計画の検討の進め方や作成方法について解説します。</li> <li>・ 座学講習会での発表を踏まえて避難確保計画の検討を行った施設が、経験や知見、課題等に関する意見交換を行い、避難確保計画作成に関する様々な気づきや気づきの点共有します。これにより、避難確保計画の作成促進や効果向上を図ります。</li> </ul>	 <p>前期、座学による 座学交換 (17:00~18:00)</p>
② 実践方式	<p>【概要】避難確保計画の各種様式のうち、重点ポイントとする様式について詳細に解説し、講習会当日の会場内で、一部様式の検討や作成を行います。</p> <p>参加者は、講習会当日に重点ポイントについて、説明書の解説を聞きながら実際に計画を検討します。</p> <p>重点ポイント以外については、座学説明を行い、会場前に持ち帰って検討していただきます。</p>	 <p>&lt;座学による実践方式の開催の様子&gt;</p>
③ 簡易方式	<p>【概要】座学をメインとする講習会では、避難確保計画作成に係る防災関係者の理解の促進に関する座学と避難確保計画の作成方法の解説に重点を置く方式です。</p> <p>参加者は、講習会での知見を踏まえ、座学時に持ち帰って避難確保計画の作成を進めます。</p> <p>資料準備や講習会当日の運営等については、開催主体となる自治体の責任が重くなります。</p>	 <p>&lt;座学による実践方式の開催の様子&gt;</p>

#### ■ 講習会の効果

- 平成29年度 三重県津市で先行的に実施
  - ・ 合計90施設の管理者等が講習会に参加し、全ての施設から計画が提出された。
- 平成30年度 全国12市町で実施
  - ・ 講習会に参加した施設の6割～9割の施設から、講習会後3ヶ月以内に計画が提出された(注)。
  - ・ (注)平成30年11月までに講習会を開催した市町について集計



# 避難確保計画の作成等の促進(その他の支援)

- 計画の作成が進んでいる地方公共団体の先進的な取組や、関係行政機関と施設が連携して実効性のある避難確保計画を作成する取組をモデル地域で実施し、事例集を作成してその知見を全国に展開している。

## 自治体の先進的な取組の事例集

- 計画の作成が進んでいる地方公共団体の先進的な取組を紹介している。

## 関係者が連携した計画作成の事例集

- 関係行政機関と施設が連携して実効性のある避難確保計画を作成している事例と知見を全国に展開している。

### 国土交通省

## 要配慮者利用施設における 水害からの避難の取り組みの成果事例集

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室  
令和2年4月

国土交通省

施設管理者  
施設職員

有識者

国土交通省  
関係機関

### 平成29年8月 初版

## 要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害)



内閣府 (防災担当)  
消防庁  
厚生労働省  
国土交通省  
気象庁

# 避難確保計画の作成等の促進(県内関係部局の連携による取組(長野県))

○ 県内関係部局が連携して、避難確保計画の作成の促進を図っている。

## 長野県知事から市町村長への通知

危機管理部(危機管理防災課)  
 県民文化部(文化政策課)  
 健康福祉部(健康福祉政策課)  
 建設部(河川課、砂防課)  
 教育委員会事務局(教育政策課)

市町村長

長野県知事

「要配慮者利用施設における避難確保計画」作成支援の実施について

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について(依頼)

Web会議による実施

個別面談による実施

## Web会議や個別面談による作成支援

参考資料

### 「要配慮者利用施設における避難確保計画」作成支援の実施について

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月に改正され、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域や土砂災害計画区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務となりました。

危機管理防災課では、避難確保計画の作成を推進するため、施設管理者等に対して避難確保計画の作成を支援します。

#### 実施期間

・令和2年5月11日(月)から受付を開始し、年度内において順次実施(土・日・祝日は除く)

#### 対象者

・避難確保計画を作成することになっている県内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、養護施設等)の管理者等

#### 実施方法

・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として以下の方法により実施します。希望者は(1)(2)のいずれかを選択できます。

#### (1) web会議システム

##### 「Zoom」による実施

インターネットに接続したパソコンをご用意ください。

システムアカウントはご自分で用意します。

web会議システムへの接続方法等の詳細は別途ご案内します。

#### 申込方法

・開催予定日の1ヶ月くらい前を目途に担当課申込先へ郵送、ファクシミリ又はEメールで申込書をお送りいただきます。

#### 申込先

・〒380-8570 長野市大字孝長医学館下692-2  
 長野県庁危機管理防災課防災係電話026-235-7184  
 FAX:026-233-432 E-MAIL: bosa@pref.nagano.lg.jp

#### (2) 個別面談による実施

会議室は出席者の席の間隔を2m程度空け、換気のため窓を開けて実施できるように配慮いただきますようお願いいたします。

風邪や発熱などの症状が現れる方は、出席をご遠慮いただきますようお願いいたします。

出席される方は担当者等の2名以下とし、マスクの着用にご配慮いただきますようお願いいたします。

○ 県知事名(関係各課の連名)で市町村長に対して、施設管理者に避難確保計画の作成指導を実施するよう依頼。

○ 要配慮者利用施設の施設管理者に対して、Web会議や個別面談による避難確保計画の作成支援を実施。

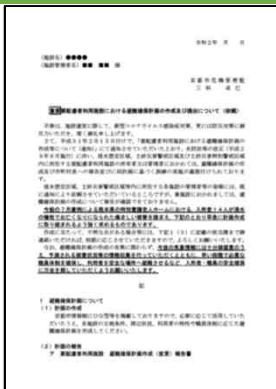


# 避難確保計画の作成等の促進(京都市・大阪市の取組)

○京都市・大阪市は、平成31年3月末まで避難確保計画の作成率が低水準(作成率:10%未満)であったが、令和元年度以降、避難確保計画の作成を促進する取組を行い、令和2年6月時点では京都市で83%、大阪市で58%の施設で避難確保計画が作成され、飛躍的に作成率が向上した。

## 京都市の取組

### 施設管理者への依頼



### 京都市HP

**要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について**

ページ番号235870

2019年2月15日

平成29年8月に、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」といいます。)が改正され、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域)内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者による、避難確保計画の作成及び市町村長への報告並びに同計画に基づく訓練の実施が義務付けられました。

各対象施設の所有者又は管理者の皆様におかれましては、施設利用者の避難の確保を確実なものとするため、下記のとおり、必要の対応を実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について(通知)**

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について(通知)(PDF形式、218.01KB)
- 別紙1 避難確保計画\_報告書、チェックリスト等の提出先一覧(PDF形式、111.80KB)
- 別紙2 ホームページのアクセス方法(PDF形式、638.93KB)

**避難確保計画 ひな型**

- 避難確保計画 ひな型(エクセル版)(XLSX形式、83.48KB)
- 避難確保計画 ひな型(ワード版)(DOCX形式、75.36KB)

### 研修会と訓練支援



- 所管局長名で(関係各課の連名)で施設管理者に対して避難確保計画の作成するよう依頼。
- 施設管理者に対して個別に指導などを行ったり研修会を開催するなどして支援。
- 市のHPでひな形を公開し支援。

## 大阪市の取組

### 要配慮者利用施設管理者への計画作成を支援する事業

### 水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

ページ番号: 409706

### 大阪市HP

#### 1. はじめに

近年、全国各地で豪雨災害が発生しており、要配慮者利用施設(避難行動に時間を要する方が利用する施設)においては、いったん浸水が発生すれば、深刻な被害が発生する恐れがあります。

このため、平成29年6月に水防法改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成を義務付けられました。

【参考】国土交通省ホームページ

#### 2. 避難確保計画作成の支援

大阪市内に所在する要配慮者利用施設

#### (3) 動画による解説

作成方法を解説した動画(YouTube)もありますので下記サイトのアクセスください。

避難確保計画をつくる方法

避難確保計画作成説明 動画 パート1準備編

避難確保計画作成説明 動画 パート2作成編

避難確保計画作成説明 動画 パート3マップナビ おおさか編

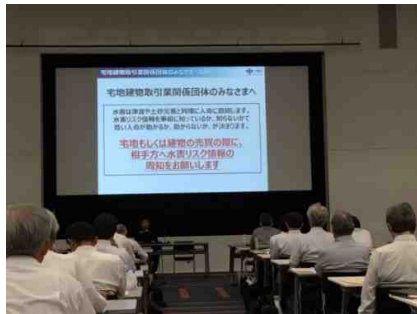
- 作成指導や支援する人員を確保
- 施設に対し、「通知・ひな形・様式等」を郵送し、さらに個別に電話対応を行い、丁寧に説明し作成支援
- 市のHPでひな形を公開、またYouTubeによる作成方法の解説
- 市長会見、報道発表の実施

# 不動産取引における水害リスク情報の提供

- 不動産取引時にその相手方に取引の対象となる物件に関する水害リスクを認識してもらうため、水害リスクに係る説明をすることが、宅地建物取引法上の重要事項説明として義務づけされた(令和2年7月)。
- また、不動産業界の研修会等の場において、河川部局と防災部局が連携して、水害リスクに関する情報を解説する取組を継続して実施している。

## 【平成31年4月】

- 業界の研修会等の場で、水害リスクに関する情報の解説等を行うよう、都道府県と不動産関連団体に対して協力依頼を発出。

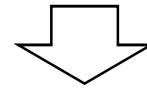


不動産関連事業者への水害リスクに関する情報の解説の様子(全国各地で説明会を実施)



## 【令和元年7月】

- 不動産取引時に、宅地や建物が存する市町村が作成・公表するハザードマップを提示し、当該取引の対象の宅地や建物の位置等を情報提供するよう不動産関連団体に対して協力依頼を実施。



## 【令和2年7月】

- 水害リスクに係る説明を宅地建物取引法上の重要事項説明として義務づけ。



# まちづくりにおける取組(都市計画法及び都市再生特別措置法の改正)令和2年6月公布

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることとしている。
- このうち、災害ハザードエリアにおける開発抑制として、**災害レッドゾーンにおける自己業務用施設(社会福祉施設含む)の開発の原則禁止**や、市街化調整区域の**浸水ハザードエリア等における住宅等(社会福祉施設含む)の開発許可の厳格化**等の措置を講じることとしている。

## ◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

(開発許可の見直し)

### <災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等(自己居住用を除く)に加え、**自己の業務用施設**(店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等)の**開発を原則禁止**

### <浸水ハザードエリア等>

-**市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**(安全上及び避難上の対策を許可の条件とする)

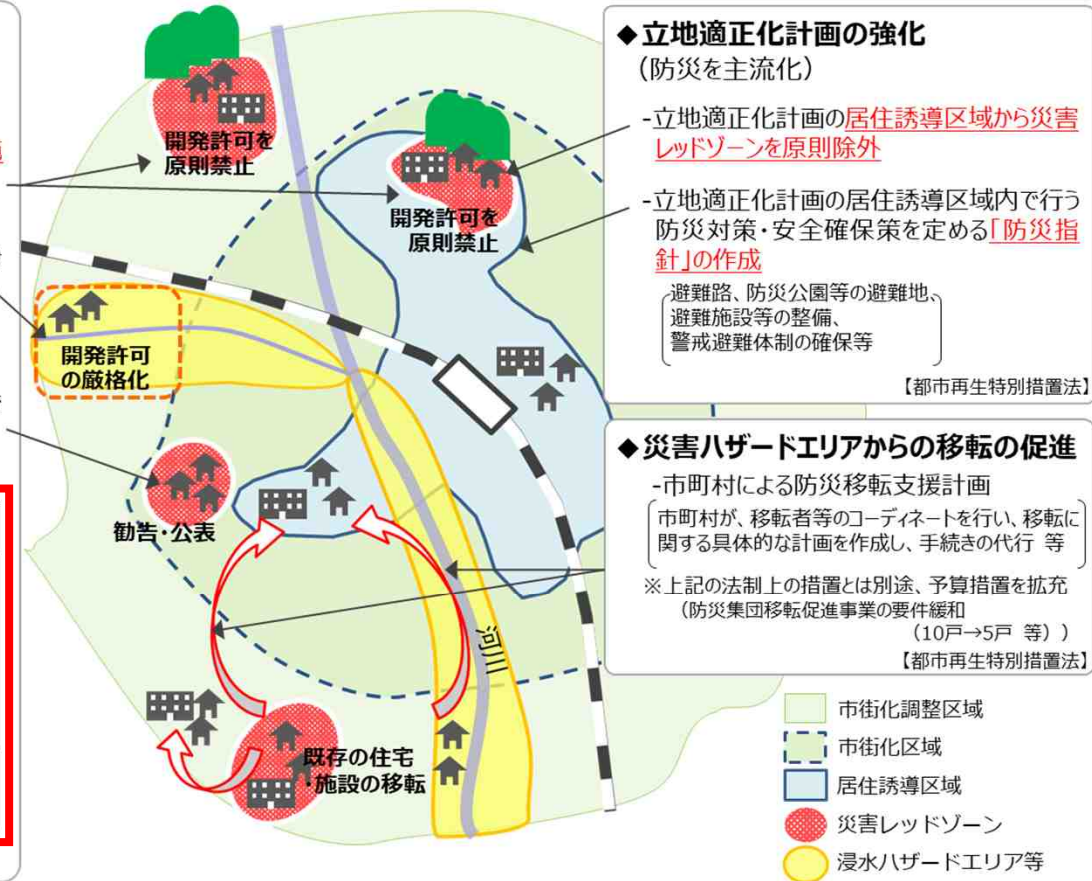
(開発許可の対象とならない小規模な住宅等の開発に対する勧告・公表)

-災害レッドゾーン内での住宅等の開発※について**勧告に従わない場合は公表**できることとする

※ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

区 域	対 応
<b>災害レッドゾーン</b> ・災害危険区域(崖崩れ、出水等) ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域	<b>市街化区域</b> <b>市街化調整区域</b> <b>非線引き都市計画区域</b> 開発許可を <b>原則禁止</b>
<b>浸水ハザードエリア等</b>	<b>市街化調整区域</b> 開発許可の <b>厳格化</b>

【都市計画法、都市再生特別措置法】



## ◆立地適正化計画の強化

(防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

【都市再生特別措置法】

## ◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充(防災集団移転促進事業の要件緩和(10戸→5戸等))

【都市再生特別措置法】

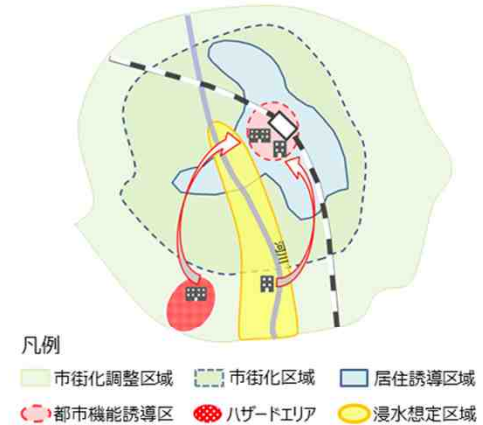


# まちづくりにおける取組（社会福祉施設等の災害ハザードエリアからの移転促進）

○病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して、都市構造再編集中支援事業により支援を実施しており、令和2年度から補助の拡充も支援している。

## 【市町村等への支援】

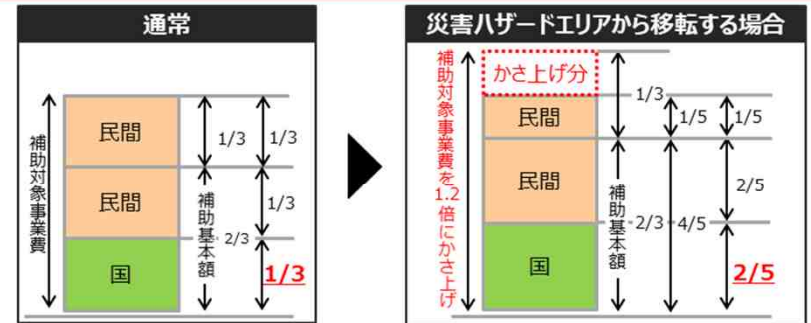
- 事業主体：市町村及び市町村都市再生協議会等
- 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
- 国費率：1/2
- 整備に要する費用（購入費を含む。）の1/2を国からの支援額とする。
- 誘導施設の整備の他、都市再生整備計画に位置付けられた居住誘導区域内の公共公益施設の整備等についても国費率45%（都市機能誘導区域内は国費率1/2）で支援。



## 【民間事業者等への支援】

- 事業主体：民間事業者等
- 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
- 国費率：1/2
- 民間事業者等に対する市町村からの公的不動産活用支援等による額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）の1/2のいずれか低い額を国からの支援額とする。
- 災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ。

## ＜補助対象事業費※のかさ上げのイメージ＞



- ※ 補助対象事業費：設計費、土地整備費、用地取得費※1、共同施設整備費、専有部整備費※2、負担増分用地費、貸借料
- ※1 用地取得費については、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。
- ※2 専有部整備費については、専有部の整備に要する費用の23%とする。

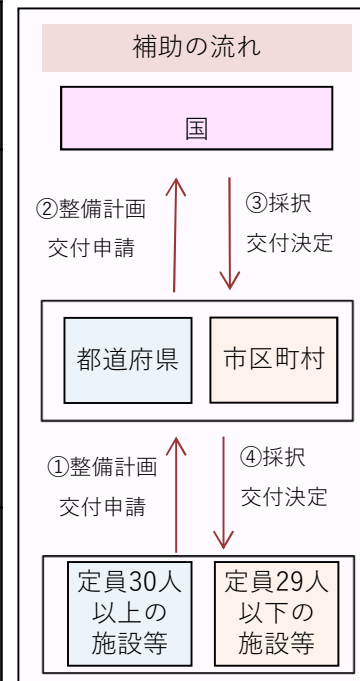
※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

# 介護施設等の水害対策の強化 (地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

- 千寿園における被害を踏まえ、新たに介護施設等(広域型を含む)における水害対策の支援メニューを創設する。

(参考) 広域型を含めた既存施設における水害対策: 垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修工事等

定員規模	施設種別	補助率	上限額	下限額
定員29人以下	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	総事業費80万円/施設
	小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	
定員30人以上	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費80万円/施設

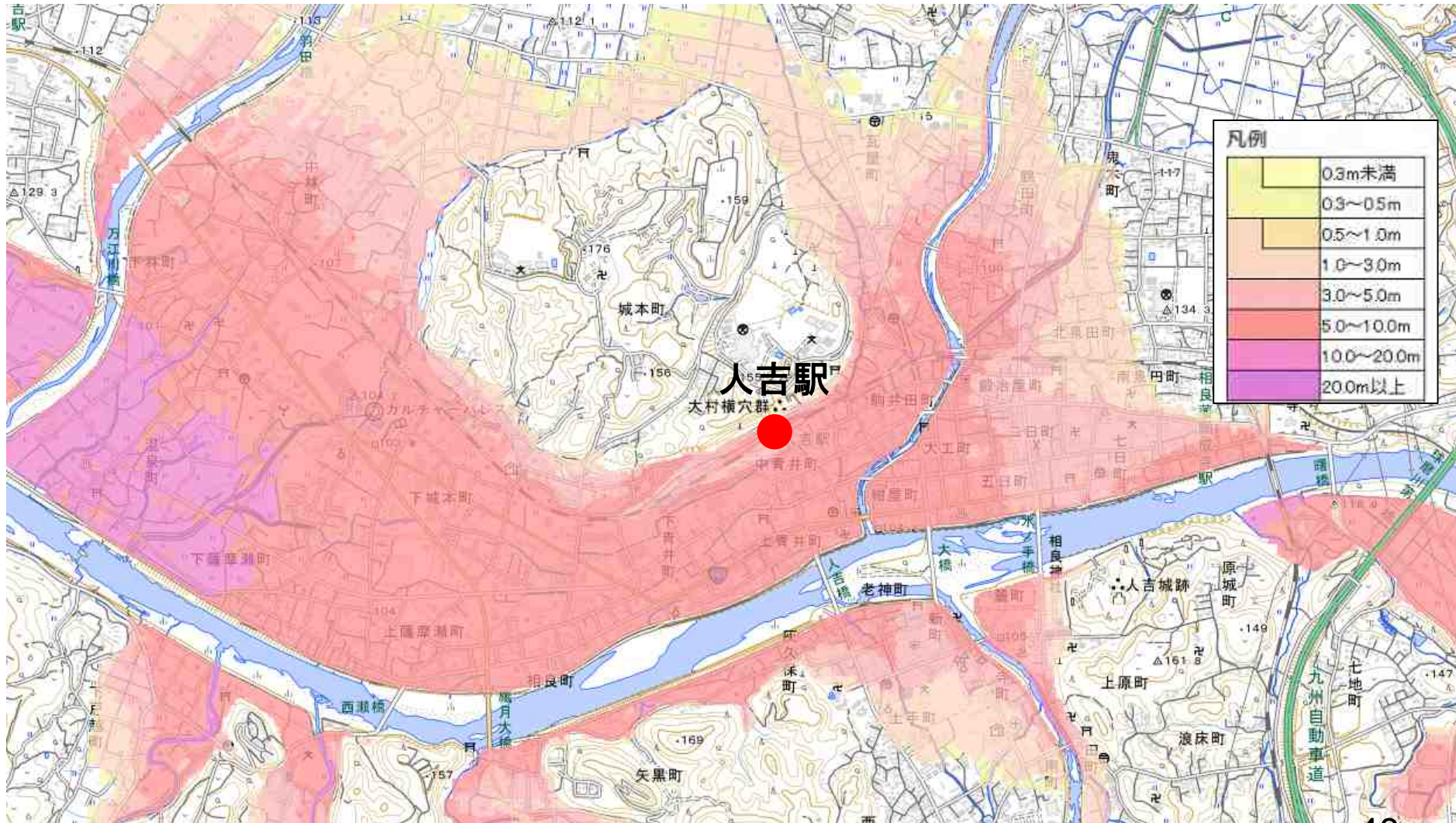


## 4. 千寿園に係る避難の取組と災害当日の行動



# 球磨川洪水浸水想定区域(想定最大規模)【人吉市市街部】(平成29.3.29指定)

○人吉市市街部は、球磨川に沿って、広い範囲で5.0m以上の浸水深が想定される区域が指定されている。

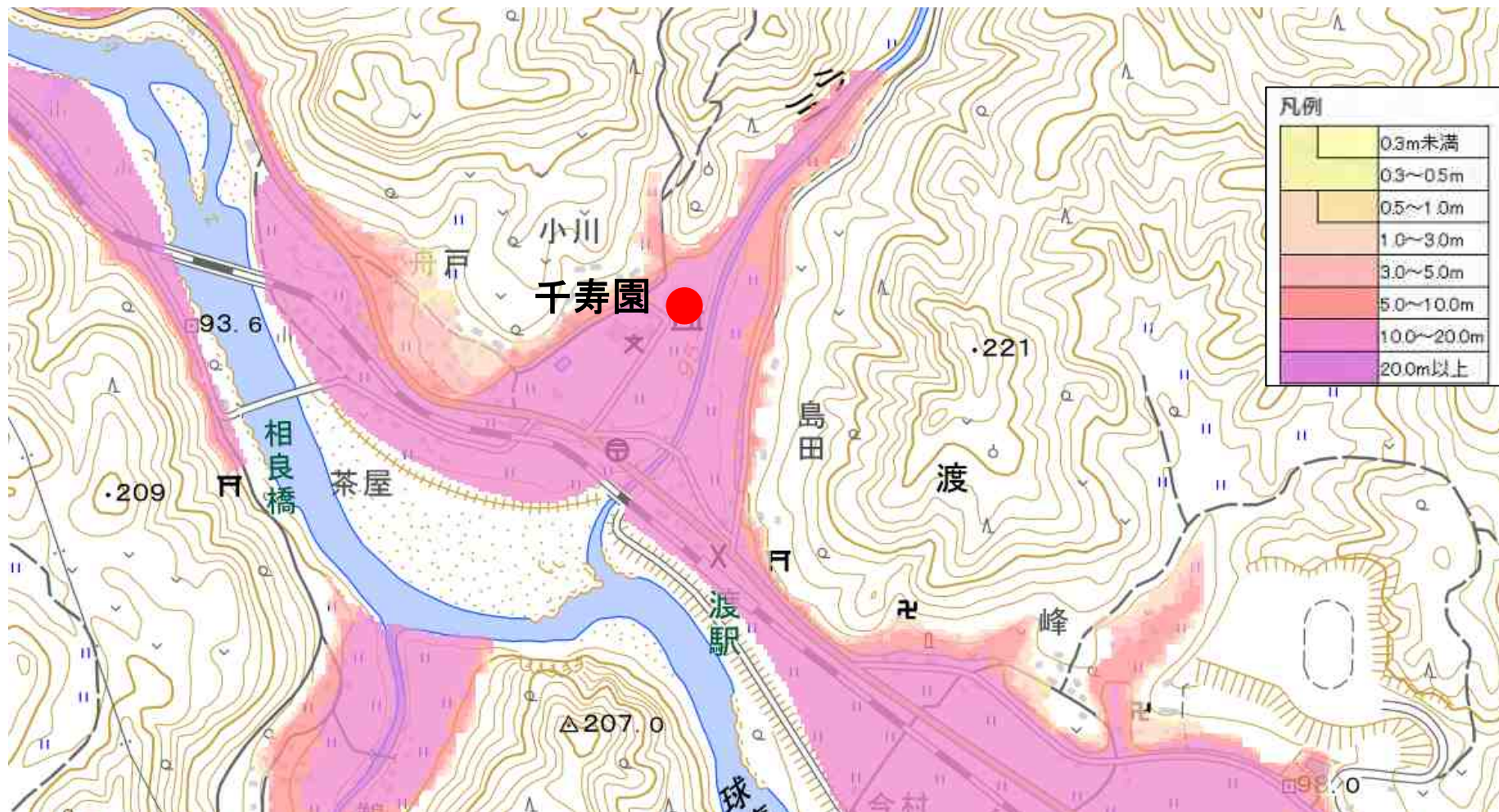




# 球磨川洪水浸水想定区域(想定最大規模)【球磨川渡地区】(平成29.3.29指定)

○ 渡地区は、球磨川沿いや、球磨川と小川の合流地点付近において、10.0m以上の浸水深が想定される区域が指定されている。

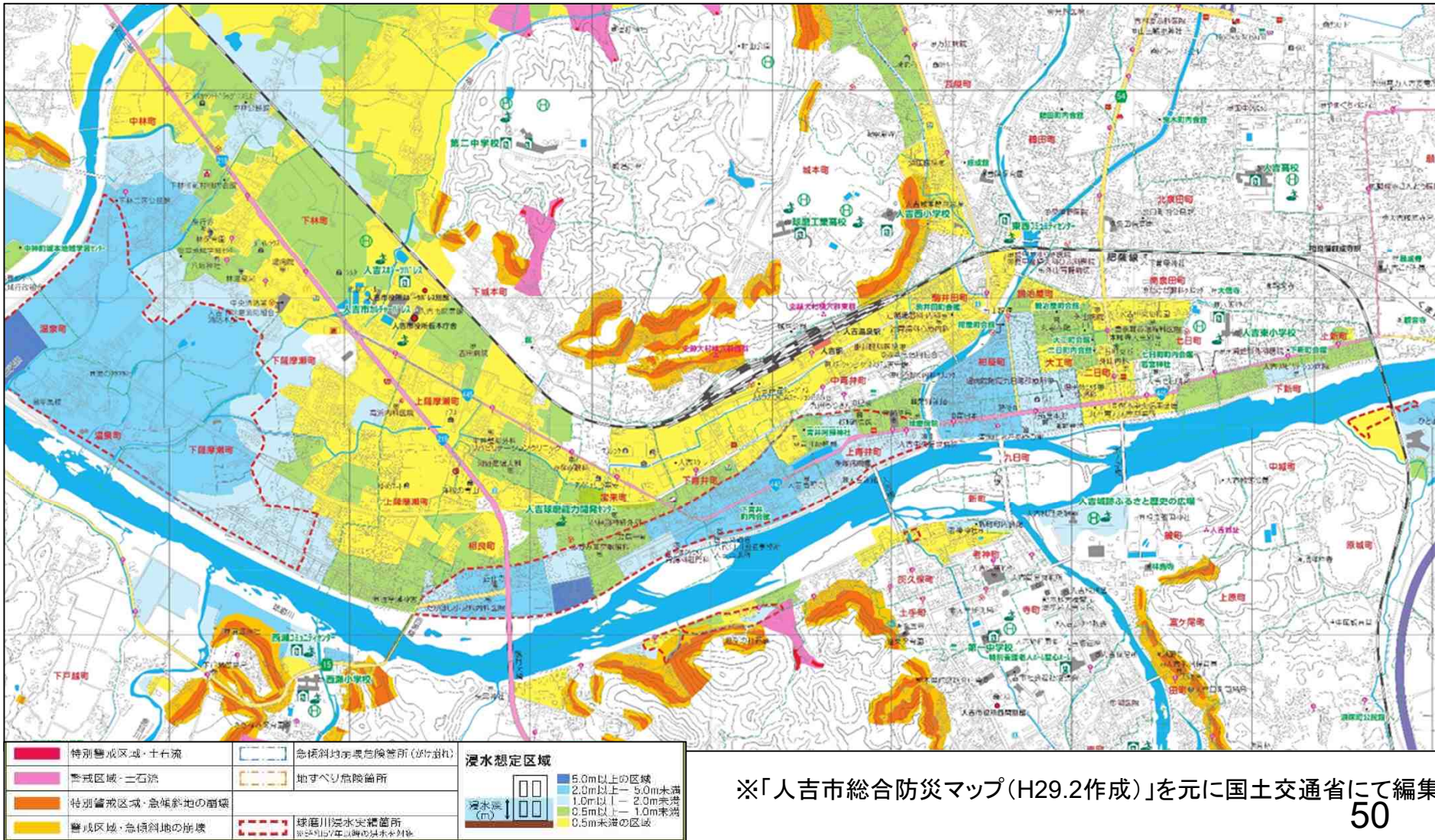
○ 千寿園の位置する敷地についても、10.0～20.0mの浸水深が想定される区域となっている。





# 人吉市が公表しているハザードマップ【人吉市市街部】(平成29年2月作成)

○人吉市の市街部は、球磨川沿川の概ね1.0m以上の浸水が想定される区域において、過去の水害でも浸水実績が確認できる。

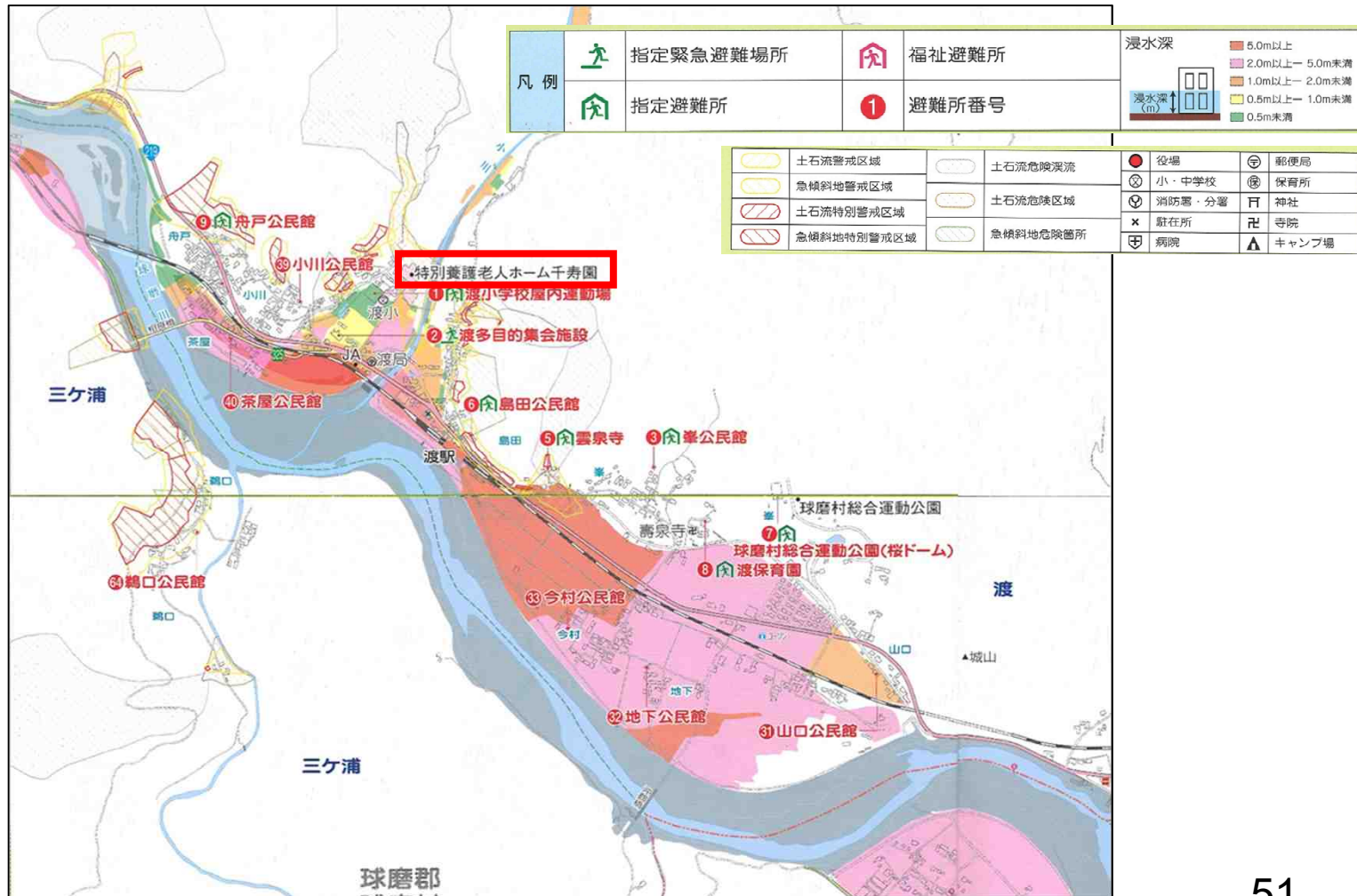


※「人吉市総合防災マップ(H29.2作成)」を元に国土交通省にて編集



# 球磨村が公表しているハザードマップ【球磨村渡地区】(平成28年3月作成)

- 球磨村の渡地区は、球磨川に沿って浸水が想定される区域が広がっている。
- 千寿園の周辺で想定される浸水深は、2.0m以上～5.0m未満となっている。
- 千寿園の位置する敷地は、土砂災害警戒区域(土石流)に指定されている。

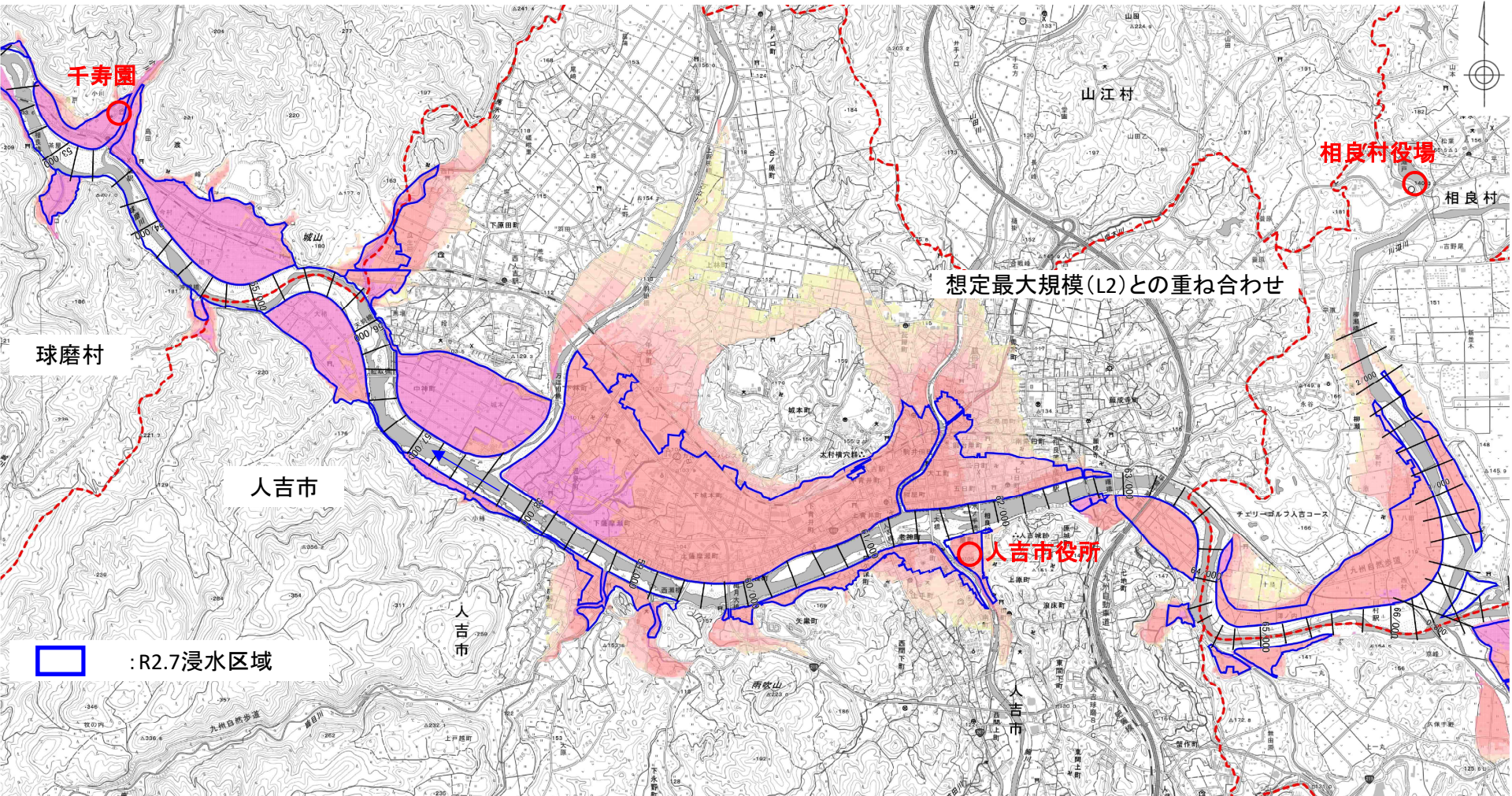




# 洪水浸水想定区域(想定最大規模)と実績浸水区域(人吉市街部、球磨村渡地区)

○令和2年7月洪水の実績浸水区域は、洪水浸水想定区域(想定最大規模洪水)に包含されている。

## 浸水区域と浸水想定区域図(想定最大規模:L2)重ね合わせ

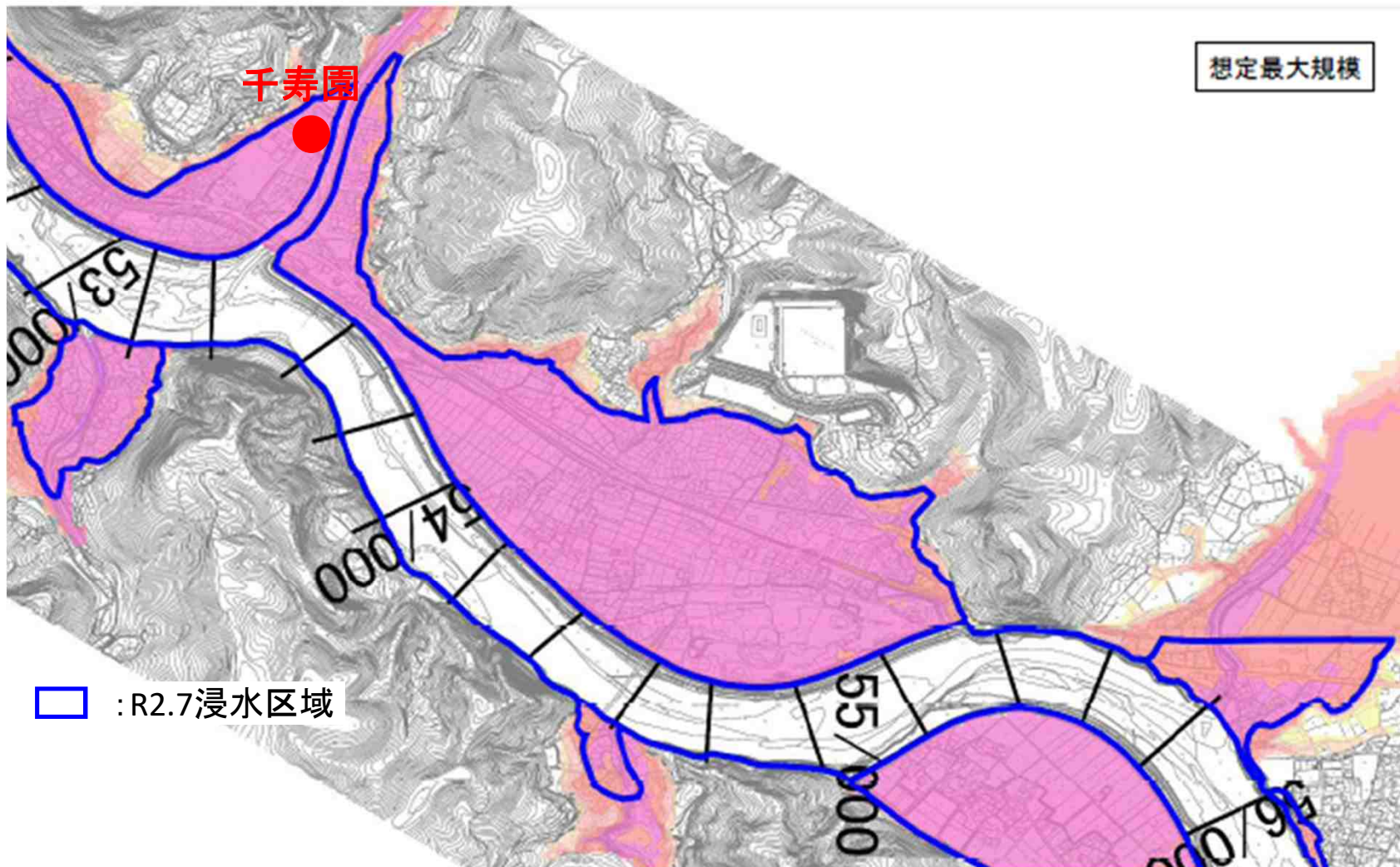


※1) 洪水痕跡調査などにより浸水区域を推定。  
※2) 本資料は「速報」であり、今後変わる場合がある。



# 千寿園付近の洪水浸水想定区域(想定最大規模)と実績浸水区域

○令和2年7月洪水の実績浸水区域は、洪水浸水想定区域(想定最大規模)に含まれている。





# 特別養護老人ホーム「千寿園」の施設概要と被害の概要

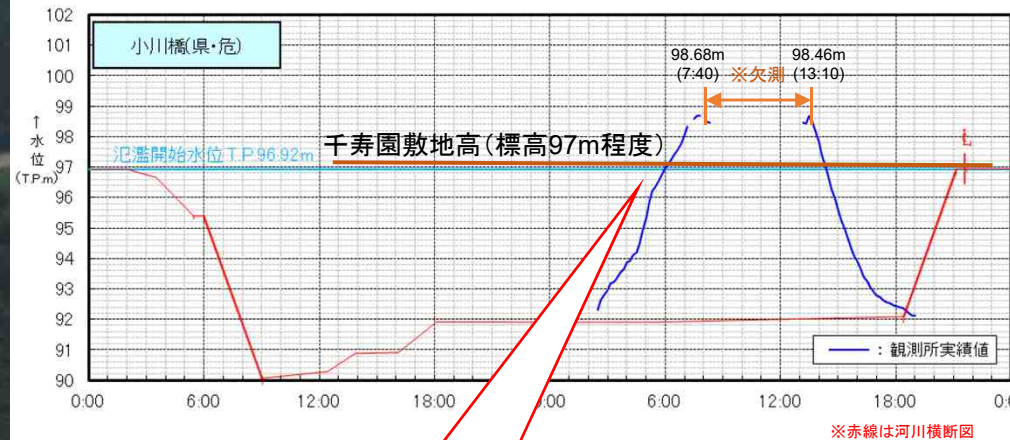
○熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」において、7月4日7時頃に建物の浸水が始まり、全員が避難ができず、入所者14名の犠牲者が発生した。

## 【施設の概要】

- ・平成12年6月開所
- ・千寿園(定員40名:広域型特養 定員10名:併設ショートステイ)
- ・千寿園別館まごころ(定員20名:地域密着型特養)
- ・避難確保計画の作成(平成30年4月)



小川の水位(本川合流部より約0.1km) ※熊本県の危機管理型水位計



7月4日7時頃に建物の浸水が始まっていると推定される。

※本資料の数値は「速報値」であり、今後変わる場合がある。

# 千寿園の避難確保計画の内容(平成30年4月作成)

項目	記載内容	千寿園の計画の内容
計画の目的、計画の適用範囲	水防法第15条の3第1項 土砂災害防止法第8条の2第1項 等	土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく計画と記載。
防災体制、 情報収集及び伝達	平日・休日、昼間・夜間の職員数、 応援要請が可能な人数 等	職員数は、昼間59名、夜間7名と記載。 うち、災害警報が発表された場合に <b>早めに駆けつける職員(指定職員)として12名を配置。</b>
	情報収集伝達要員、 避難誘導要員 等	情報収集伝達要員として11名の職員を配置し、 <b>早めに駆けつける職員(指定職員)として3名を配置。</b> 避難誘導要員として14名の職員を配置し、 <b>早めに駆けつける職員(指定職員)として5名を配置。</b>
	防災体制確立の判断基準	<b>「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合に「警戒体制」を確立すると記載。</b>
	避難情報や洪水予報等の情報収集	避難情報や防災情報を収集するための情報受伝達系統図等を掲載。
	周辺住民等への事前協力依頼	<b>協力者として22名を計画し、大雨警報や避難情報発令時に避難支援協力者への事前協力要請を実施すると記載。</b>
避難の誘導	避難誘導の開始基準、避難場所、 避難方法	<b>「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合に避難誘導を実施すると記載。</b> 避難先は、①千寿園駐車場、②渡小学校運動場、体育館、③球磨村総合運動公園桜ドームとし、避難方法は車両11台等を使用すると記載。 また、 <b>屋外へ出ることが危険な場合は施設内で避難するとし、避難方法は担架および徒手(2人支持)等によると記載。</b>
避難確保を図るための施設の整備	情報収集・伝達及び避難誘導の際に 資料する資機材 等	備蓄食材について記載。
防災教育及び訓練の実施	避難確保計画の研修、情報伝達訓練、 職員の参集訓練、避難訓練	<b>職員入職時の研修のほか、毎年2回(5月、11月)に避難誘導訓練を実施すると記載。</b>

## 千寿園の避難確保計画、避難訓練に関する聞き取り調査結果(球磨村、千寿園)

- 千寿園としては、土砂災害の危険性を重要視し、大規模な水害の可能性は低いと考えていた。
- 千寿園の2階も避難先と想定し、避難訓練を実施していた。

項目	避難確保計画や訓練の内容
避難確保計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ H30年4月作成               <ul style="list-style-type: none"> <li>H16.12 洪水浸水想定区域の指定(計画規模)</li> <li>H28.3 洪水ハザードマップの作成(計画規模対応)</li> <li>H29.3 洪水浸水想定区域の指定(想定最大規模)</li> <li>R2.5 球磨村の地域防災計画に施設が位置づけられ避難確保計画の作成が義務化される</li> </ul> </li> </ul>
避難確保計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害のみを対象               <p>※これまで千寿園は浸水しておらず、球磨川の導流堤も完成したため千寿園周辺の大規模水害の可能性は低いと考えていた。洪水より土砂災害の危険性を重要視していた。</p> </li> </ul>
避難先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋内避難(別館まごころ、千寿園2階):土石流 必要避難時間(昼間40分 夜間60分)               <p>※2階には60人程度が避難可能</p> </li> <li>○ 屋外第1避難場所(千寿園駐車場):土石流 必要避難時間(昼間50分 夜間80分)</li> <li>○ 屋外第2避難場所(渡小学校運動場、体育館):土石流 必要避難時間(昼間60分 夜間90分)</li> <li>○ 屋外第3避難場所(球磨村運動公園さくらドーム):土石流 必要避難時間(昼間90分 夜間150分)</li> </ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ R1年6月 水防・土砂を想定した訓練               <p>約170人が参加し、居室から別館まごころ建屋及び2階への誘導・搬送訓練を実施。</p> </li> <li>○ R1年11月 夜間の火災を想定した訓練               <p>約100人が参加し、消火訓練、情報伝達訓練、避難誘導訓練を実施。</p> </li> </ul>
行政の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 球磨村の防災部局と福祉部局が連携して避難確保計画の内容を確認。</li> <li>○ 球磨村の防災部局と福祉部局が避難訓練を視察。</li> </ul>



## 令和2年7月豪雨災害時の千寿園の避難行動

○ 球磨村は7月3日17時に避難準備・高齢者等避難開始を発令した。

○ 千寿園は避難確保計画の内容に従って、施設1階の避難先への避難を実施したが、7月4日7時頃に施設が冠水したため2階への垂直避難を開始した。

項目	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5
球磨村	7月3日 17:00 避難準備・高齢者等避難開始を発令	22:20 避難勧告を発令	7月4日 3:30 避難指示を発令	—	—
千寿園 (情報把握)	16:30 球磨村から電話 17:00 防災無線、エリアメール	22:20 防災無線、エリアメール 河川を確認	3:30 防災無線、エリアメール 河川を確認	—	7時頃施設内の冠水を確認
千寿園 (体制)	職員約10人 入所者70人(短期利用者含む)	職員5人(夜勤4人、宿直1人) ※災害の危険性は低いと判断し職員の増員はしなかった	職員5人 ※夜間で事故の危険性が高かったため職員の増員はできなかった	職員5人	職員5人 避難支援協力者約20人(※リーダーは6時頃に到着)
千寿園 (行動)	アットホームどんぐり利用者と職員を別館まごころに避難させた	—	就寝中の入所者を起床させ談話室に集めた	5時頃 土砂災害の危険性があるため別館まごころに避難開始	7時頃 施設内が冠水したため2階及び1階ホールのステージに避難開始
千寿園 (避難方法)	車椅子、手引き歩行	—	車椅子、手引き歩行	車椅子、手引き歩行	車椅子、手引き歩行、毛布・シーツにて4人で搬送

本資料は、千寿園から聞き取った内容を要約して記載

## 令和2年7月豪雨災害時の指定緊急避難場所、指定避難所の開設状況（球磨村渡地区）

○球磨村の地域防災計画では、避難勧告等の発令にあわせて指定緊急避難場所を開設するとしており、7月3日の避難準備・高齢者等避難開始発令時には、指定緊急避難場所の2カ所が開設された。  
（千寿園が避難先としていた渡小学校体育館や球磨村総合運動公園桜ドーム（指定避難所）は、開設されていない。）

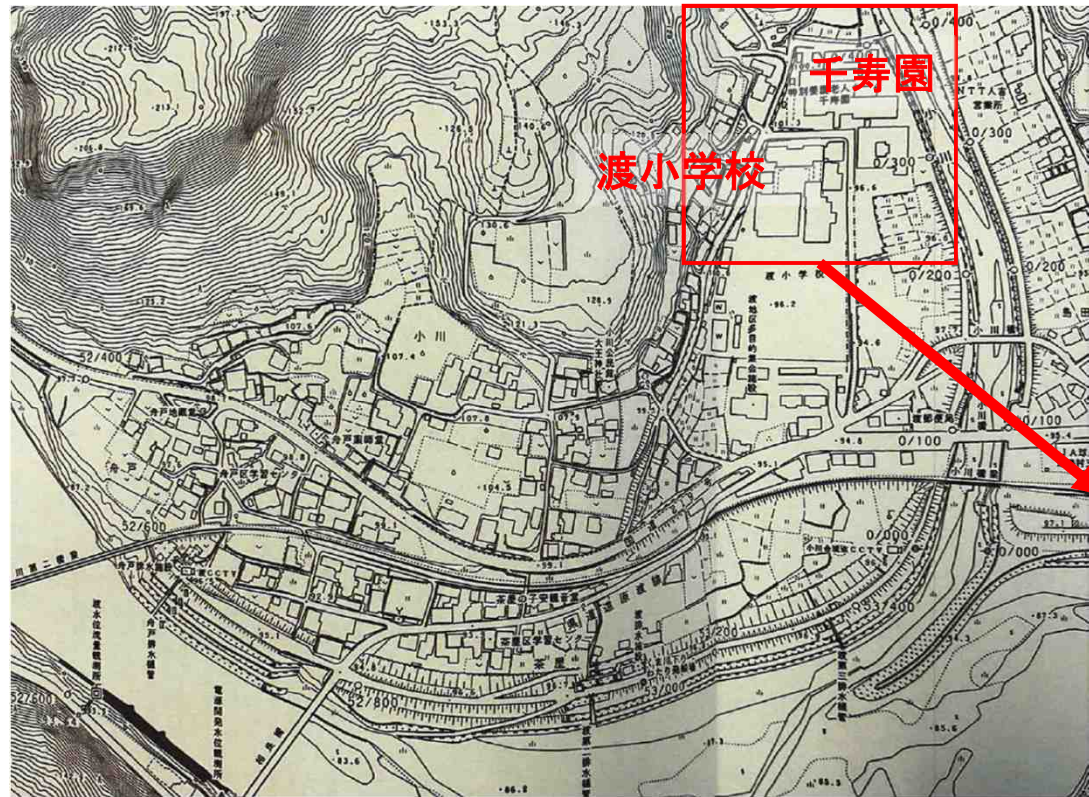
### ■指定緊急避難場所

施設名	想定収容人数	備考
渡多目的集会施設	130	開設
球磨村コミュニティセンター「清流館」	200	開設

### ■指定避難所

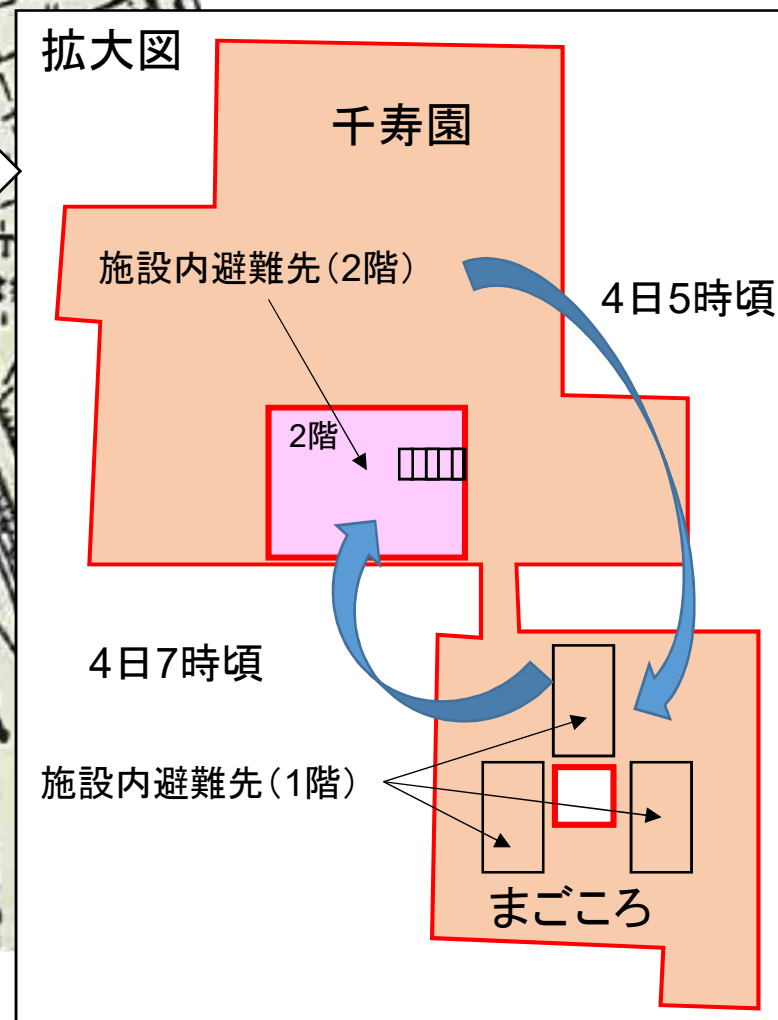
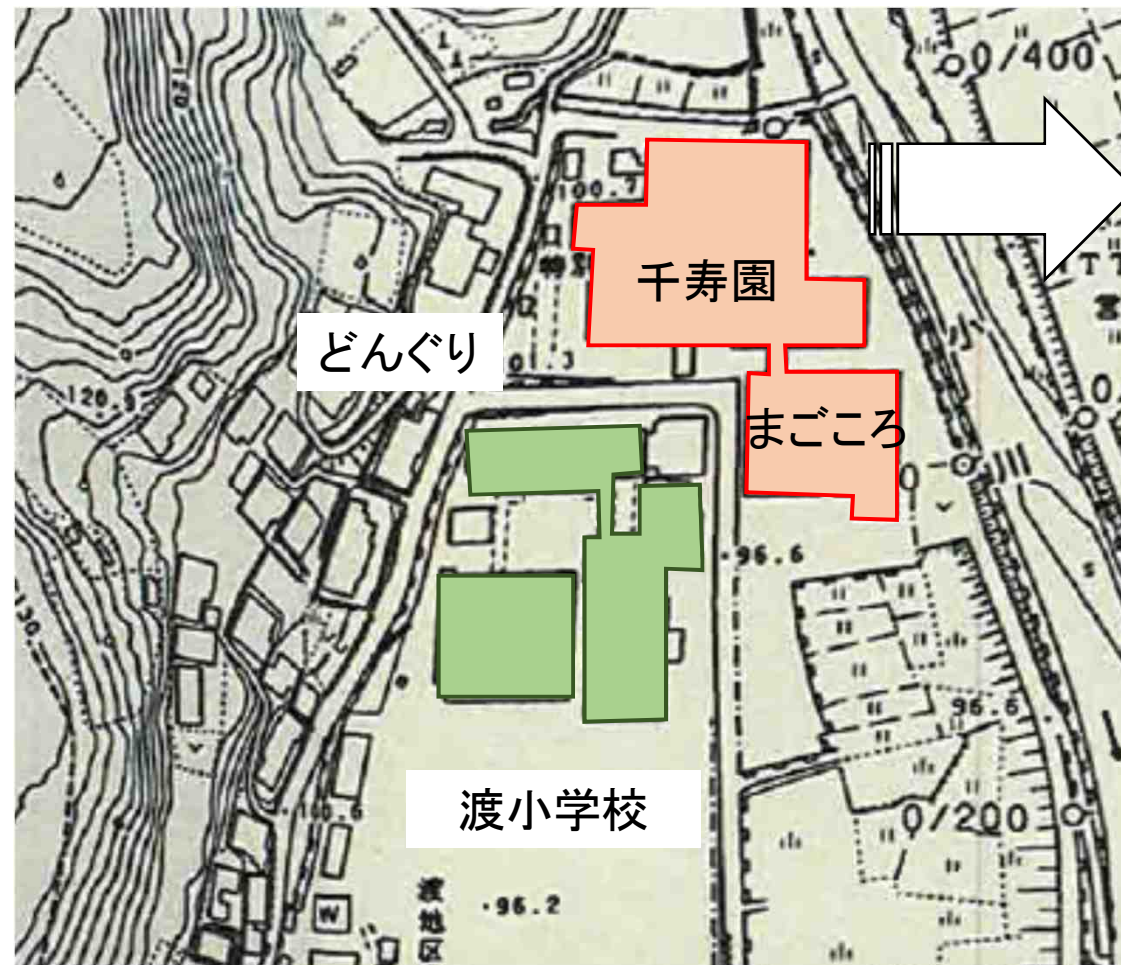
施設名	想定収容人数	備考
渡小学校運動場	300	※千寿園が避難確保計画に定めている避難先
峯公民館	30	
雲泉寺	50	
島田公民館	30	
球磨村総合運動公園（桜ドーム）	500	※千寿園が避難確保計画に定めている避難先
渡保育園	50	
舟戸公民館	30	

# 千寿園の平面図(位置図、避難経路)





# 千寿園の平面図(当日の避難行動)



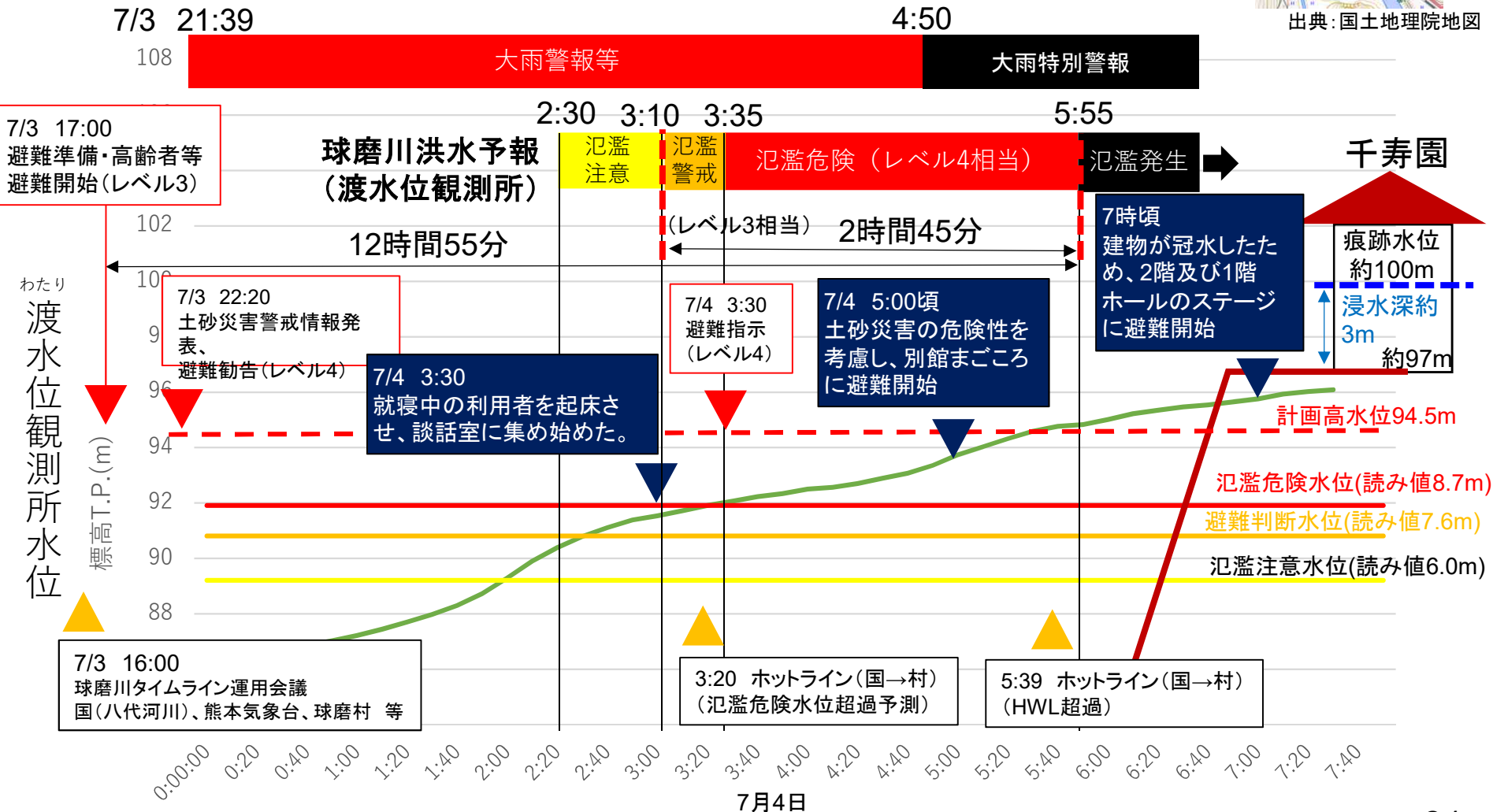
本資料は、千寿園から聞き取った結果に基づき事務局にて図化

# 球磨村の避難情報等の発表と千寿園の避難行動

- 球磨村は、7月3日17時に「避難準備・高齢者等避難開始」を発表した。
- 千寿園は、7月4日5時頃に入所者を1階の避難先に避難させたが、7時頃から冠水が始まったため2階に避難誘導した。



出典：国土地理院地図



## 5. 高齢者福祉施設の避難確保の課題



# 千寿園における避難の課題

項目	千寿園の避難計画	課題
計画の対象	土砂災害を想定した内容。	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水による浸水に対応できていない。</li> <li>⇒洪水浸水想定(想定最大規模)を踏まえた避難計画にすることが必要。</li> </ul>
職員配置	災害警報が発表された場合の体制として12名配置。	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導するための職員が参集できなかった。</li> <li>⇒早めの参集が必要。最小限の人数で誘導できる設備や体制等を考えておくことが必要。</li> </ul>
協力者への要請	協力者として22名を計画し、大雨警報や避難情報発令時に協力者への事前協力の要請実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力者への要請をしなかった。</li> <li>⇒要請のタイミング等を明確化し、事前に訓練を実施しておくことが必要。</li> </ul>
避難開始	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合に避難誘導。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2階への垂直避難のタイミングが遅かった。</li> <li>⇒洪水浸水想定(想定最大規模)を踏まえた避難計画にすることが必要。</li> </ul>
避難先	立ち退き避難先として、①千寿園駐車場、②渡小学校運動場・体育館、③球磨村総合運動公園桜ドームを設定。屋外避難が危険な場合は施設内に避難。	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡小学校体育館、球磨村総合運動公園桜ドームは、避難準備・高齢者等避難開始の時点で開所していない。夜間や大雨時には施設内での避難を想定していた。</li> <li>⇒現実的な避難先を設定しておくことが必要。</li> </ul>
避難方法	立ち退き避難の方法は、車両11台使用。施設内に避難する場合は、担架および徒手(2人支持)による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2階への垂直避難に時間を要した。</li> <li>⇒エレベーターやスロープ等を設置し迅速な避難を可能とすることが必要。</li> </ul>
訓練	職員入職時の研修、毎年2回(5月、11月)避難誘導訓練を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡小学校体育館、球磨村総合運動公園桜ドームへの立ち退き避難の訓練は実施していない。</li> <li>⇒現実的な避難先を設定しておくことが必要。</li> </ul>

本資料は、千寿園から聞き取った内容を要約して記載

# 過去の要配慮者利用施設の被災状況と課題

○平成21年7月21日の豪雨により、山口県防府市の特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」を土石流が襲い、入居者7名が亡くなる被害が発生



## 課題・対策

◆要配慮者利用施設の土砂災害対策推進のために、民生部局と砂防部局間で日頃から緊密な連携を図ることの重要性を認識

➡ 民生部局と砂防部局間で情報共有等連携の強化を図るよう、厚労省・国交省連名で通知

○平成28年8月30日の台風第10号の雨による岩手県小本川の水害で「グループホーム楽ん楽ん」で入居者9名がなくなる大きな被害が発生



写真) 「平成28年8月岩手県岩泉町の介護老人保健施設の被災動画」 国土地理院撮影

## 課題・対策

◆防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていない。

➡ 要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を義務化（平成29年水防法等改正）

## 高齢者福祉施設の避難の課題

- 避難確保計画がすべての事象（自然災害）に対応できていない。
- 避難確保計画に定めた避難先（屋外）への避難が現実的に難しい。
- 避難誘導する職員が参集できなかった。
- 階段を使った上層階への避難に時間を要した。
- 避難準備・高齢者等避難開始の発令頻度が高い。 等



## 6. 課題を踏まえた対応策の検討(論点)

## 本委員会の論点

### ○ 避難の実効性の確保

- すべての事象(自然災害)を想定した適切な避難先の選定。
- 迅速な避難に資する施設の体制の確保、設備の充実。
- 施設における防災リーダーの育成、他施設との連携、関係団体の支援
- 避難確保計画及び訓練の内容の適正化・充実、行政の関与 等

### ○ 避難計画(避難確保計画、非常災害対策計画)の作成等の促進

⇒市町村が主催する講習会開催の支援等により、避難確保計画作成と訓練実施を促進。(令和3年度末までにすべての施設で計画を作成することを目標)

### ○ 災害リスクの周知、まちづくりにおける取組

⇒不動産取引時の水害リスク情報の周知。

⇒災害レッドゾーンにおける開発許可の原則禁止、洪水ハザードエリア等の市街化調整区域における開発許可の厳格化。